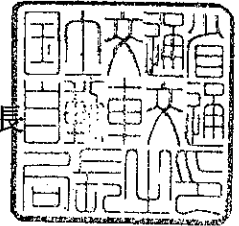




国自審第1324号の3
国自整第82号の3
国自環第193号の3
平成17年12月2日

(社) 日本建設機械化協会会長 殿

国土交通省自動車交通局長



「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」の一部改正
について（依命通達）

「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示」（平成17年国土交通省告示第1400号）の制定等に伴い、今般、「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付け自審第1252号）の一部を別添新旧対照表のとおり改正したので、貴会関係会員に対して周知方お願いします。

「自動車型式認証実施要領について（依命通達）」（平成10年11月12日付自審第1252号）の一部改正について
新旧対照表

改正 平成17年12月2日付け国自審第1324号、国自整第82号、国自環第193号

改正（案）	現行																				
自動車型式認証実施要領 （略）	自動車型式認証実施要領 （略）																				
別添1 自動車型式指定実施要領	別添1 自動車型式指定実施要領 （略）																				
目次 （略）	目次 （略）																				
第1 } （略） 第16	第1 } （略） 第16																				
別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）	別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第3関係）																				
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">添付書面</th> <th style="text-align: center;">記載要領等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 } （略） 2</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) （略） (2) 原動機性能曲線図（ガソリン13モード、7モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車に限る。） (3) } （略） (8)</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>4 （略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>5 その他自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面 (1) （略） (2) ガソリン13モード、7モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車以外の自動車に</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付書面	記載要領等	1 } （略） 2	（略）	3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) （略） (2) 原動機性能曲線図（ガソリン13モード、7モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車に限る。） (3) } （略） (8)	（略）	4 （略）	（略）	5 その他自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面 (1) （略） (2) ガソリン13モード、7モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車以外の自動車に		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">添付書面</th> <th style="text-align: center;">記載要領等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 } （略） 2</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) （略） (2) 原動機性能曲線図（ガソリン13モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車に限る。） (3) } （略） (8)</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>4 （略）</td> <td style="text-align: center;">（略）</td> </tr> <tr> <td>5 その他自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面 (1) （略） (2) ガソリン13モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車以外の自動車にあっては</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	添付書面	記載要領等	1 } （略） 2	（略）	3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) （略） (2) 原動機性能曲線図（ガソリン13モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車に限る。） (3) } （略） (8)	（略）	4 （略）	（略）	5 その他自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面 (1) （略） (2) ガソリン13モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車以外の自動車にあっては	
添付書面	記載要領等																				
1 } （略） 2	（略）																				
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) （略） (2) 原動機性能曲線図（ガソリン13モード、7モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車に限る。） (3) } （略） (8)	（略）																				
4 （略）	（略）																				
5 その他自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面 (1) （略） (2) ガソリン13モード、7モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車以外の自動車に																					
添付書面	記載要領等																				
1 } （略） 2	（略）																				
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) （略） (2) 原動機性能曲線図（ガソリン13モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車に限る。） (3) } （略） (8)	（略）																				
4 （略）	（略）																				
5 その他自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面 (1) （略） (2) ガソリン13モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車以外の自動車にあっては																					

あつては原動機性能曲線図（必要 があると認められる場合に限る。） (3) (略)	
6 } (略) 12	(略)

備考 1
} (略)
3

別紙 1
} (略)

別紙 3

第 1 号様式
} (略)

第 2 号様式の 2

第 3 号様式（諸元表）（用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。）

(略)
性能

(略)	
排出ガス重量：燃料蒸発ガス (g/テスト)	
吸入負圧及び排気圧力 (kPa)	
その他	

(略)

別添 2 新型自動車取扱要領

目次 (略)

第 1
} (略)

第 2

第 3 点検整備方式の周知方法

新型届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る新型自動車（定格出力が19kW未満及び560kW以上の大型特殊自動車を除く。）の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次の措置を講じること。

なお、定格出力が19kW未満及び560kW以上の大型特殊自動車の届出者にあつては、できる限り点検

原動機性能曲線図（必要があると 認められる場合に限る。） (3) (略)	
6 } (略) 12	(略)

備考 1
} (略)
3

別紙 1
} (略)

別紙 3

第 1 号様式
} (略)

第 2 号様式の 2

第 3 号様式（諸元表）（用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とする。）

(略)
性能

(略)	
排出ガス重量：燃料蒸発ガス (g/テスト)	
その他	

(略)

別添 2 新型自動車取扱要領 (略)

目次 (略)

第 1
} (略)

第 2

第 3 点検整備方式の周知方法

新型届出をした者（以下「届出者」という。）は、当該届出に係る新型自動車（大型特殊自動車を除く。）の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次の措置を講じること。

なお、大型特殊自動車の届出者にあつては、できる限り点検整備方式を作成し、これを周知させ

整備方式を作成し、これを周知させるための措置を講じるよう努めること。

- (1) 第1次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
- (2) 第2次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

第4
} (略)
第9

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第2関係）

添付書面	記載要領等
1 } (略) 2	(略)
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) (略) (2) 原動機性能曲線図（ガソリン13モード、7モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車に限る。） (3) } (略) (8)	(略)
4 (略)	(略)
5 その他自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面 (1) (略) (2) ガソリン13モード、7モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車以外の自動車にあっては原動機性能曲線図（必要があると認められる場合に限る。） (3) (略)	
6 点検整備方式を記載した書面 (定格出力が19kW未満及び560kW以上の大型特殊自動車に係るものを除く。)	(略)

るための措置を講じるよう努めること。

- (1) 第1次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
- (2) 第2次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

第4
} (略)
第9

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第2関係）

添付書面	記載要領等
1 } (略) 2	(略)
3 保安基準の規定に適合することを証する書面 (1) (略) (2) 原動機性能曲線図（ガソリン13モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車に限る。） (3) } (略) (8)	(略)
4 (略)	(略)
5 その他自動車の構造・装置及び性能に関して必要な書面 (1) (略) (2) ガソリン13モード、ディーゼル13モード、8モード及びJE05モード排出ガス試験の適用を受ける自動車以外の自動車にあっては原動機性能曲線図（必要があると認められる場合に限る。） (3) (略)	
6 点検整備方式を記載した書面 (大型特殊自動車に係るものを除く。)	(略)

7 } (略) 8	(略)
-----------------	-----

備考1
} (略)
3

第1号様式
} (略)
第2号様式

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領

目次 (略)

第1
} (略)
第2

第3 検査対象外軽自動車等の提示

- 1 検査対象外軽自動車等に係る申請者は、国土交通大臣に対し、申請に係る検査対象外軽自動車等であって運行（この項の規定による提示のためにするものを除く。）の用に供していないもの及び次項に規定するところにより走行を行ったもの（特殊な構造を有するものを除く。以下「走行車」という。）を提示すること。
- 2 前項の規定により国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件は、次表上欄に掲げる検査対象外軽自動車等の種類に応じ、同表中欄に掲げる走行キロ数（小型特殊自動車にあつては走行時間数）以上を、同表下欄に掲げる走行条件で走行するものとする。

検査対象外軽自動車等の種類	ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするもの			軽油を燃料とするもの		
	二輪の軽自動車	第2種原動機付自転車	第1種原動機付自転車	小型特殊自動車	小型特殊自動車	
定格出力				19kW以上 560kW未満	19kW以上 37kW未満	37kW以上 560kW未満
走行キロ数（ <u>小型特殊自動車にあつては走行時間数</u> ）	24,000km	8,000km	6,000km	5,000時間	5,000時間	8,000時間
走行条件	1. 二輪の軽自動車及び原動機付自転車にあつては、次の条件A又はBを満足すること。 条件A					

7 } (略) 8	(略)
-----------------	-----

備考1
} (略)
3

第1号様式
} (略)
第2号様式

別添3 検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領 (略)

目次 (略)

第1
} (略)
第2

第3 検査対象外軽自動車等の提示

- 1 検査対象外軽自動車等に係る申請者は、国土交通大臣に対し、申請に係る検査対象外軽自動車等であって運行（この項の規定による提示のためにするものを除く。）の用に供していないもの及び次項に規定するところにより走行を行ったもの（軽自動車（2輪のものに限る。）又は原動機付自転車に限り、特殊な構造を有するものを除く。以下「走行車」という。）を提示すること。
- 2 前項の規定により国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件は、次表上欄に掲げる検査対象外軽自動車等の種類に応じ、同表中欄に掲げる走行キロ数以上を、同表下欄に掲げる走行条件で走行するものとする。

検査対象外軽自動車等の種類	二輪の軽自動車	第2種原動機付自転車	第1種原動機付自転車
走行キロ数	24,000km	8,000km	6,000km
走行条件	次の条件A又はBを満足すること。 条件A		

- (1) 二輪の軽自動車にあつては、主として30～60km/hまでの範囲における走行が60%以上、100±5km/hの速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が20%以上
- (2) 第2種原動機付自転車にあつては、主として30～60km/hまで（第1種原動機付自転車にあつては、15～30km/hまで）の範囲における走行が80%以上

条件B

- (1) 二輪の軽自動車にあつては、発進が1時間に20回以上とし、100km/h以上の速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が8%以上、平均速度は45km/h以上。
- (2) 原動機付自転車にあつては、発進が1時間に20回以上とし、60km/h（第1種原動機付自転車にあつては、30km/h）以上の速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が8%以上、平均速度は45km/h（第1種原動機付自転車にあつては22.5km/h）以上。
- 2 ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型特殊自動車にあつては、次に掲げる原動機の運転条件に該当する走行条件を満足すること。
- (1) 走行時の原動機の平均負荷率が30パーセント以上
- (2) 原動機を定格回転速度の60パーセント以上で運転している走行時間数の割合が80パーセント以上
- (3) 原動機を定格回転速度の90パーセント以上で運転している走行時間数の割合が6パーセント以上
- 3 軽油を燃料とする小型特殊自動車にあつては、次に掲げる原動機の運転条件に該当する走行条件を満足すること。
- (1) 走行時の原動機の平均負荷率が40パーセント以上
- (2) 原動機を定格回転速度の60パーセント以上で運転している走行時間数の割合が70パーセント以上
- (3) 原動機を定格回転速度の90パーセント以上で運転している走行時間数の割合が20パーセント以上

3 前項の走行車の提示については、次に掲げる書面の提出をもって代えることができる。

- (1) 型式認定の申請に係る検査対象外軽自動車等（以下、「申請検査対象外軽自動車等」という。）について、前項に掲げる走行を行ったことを証する書面又は前項に掲げる走行により申請検査対象外軽自動車等の一酸化炭素等発散防止装置（法第41条又は第44条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物（軽油を燃料とする小型特殊自動車にあつては、一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質）を減少させる装置）に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請検査対象外軽自動車等の当該装置に生じさせる走行を行ったことを証する書面
- (2) (1)の走行を行った申請検査対象外軽自動車等が、次のいずれかの基準に適合していることを証する書面（適用関係告示により、次のいずれかの基準に代えて当該検査対象外軽自動車等に適用することができる基準がある場合は、当該基準に適合していることを証する書面）
- (イ) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型特殊自動車にあつては、細目告示第41条第1項第13号、二輪の軽自動車にあつては、同項第17号、原動機付自転車にあつては、同告示第243条第1項第1号の基準
- (ロ) 軽油を燃料とする小型特殊自動車にあつては、細目告示第41条第1項第15号の基準
- 4 前項の書面の様式については、附則7「長距離走行実施要領等」に準ずること。

- 1 二輪の軽自動車にあつては、主として30～60km/hまでの範囲における走行が60%以上、100±5km/hの速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が20%以上
- 2 第2種原動機付自転車にあつては、主として30～60km/hまで（第1種原動機付自転車にあつては、15～30km/hまで）の範囲における走行が80%以上

条件B

- 1 二輪の軽自動車にあつては、発進が1時間に20回以上とし、100km/h以上の速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が8%以上、平均速度は45km/h以上。
- 2 原動機付自転車にあつては、発進が1時間に20回以上とし、60km/h（第1種原動機付自転車にあつては、30km/h）以上の速度（性能上この速度で走行できないものにあつては可能な最高速度）における走行が8%以上、平均速度は45km/h（第1種原動機付自転車にあつては22.5km/h）以上。

3 前項の走行車の提示については、次に掲げる書面の提出をもって代えることができる。

- (1) 型式認定の申請に係る軽自動車（二輪のものに限る。）又は原動機付自転車（以下、「申請二輪車等」という。）について、前項に掲げる走行を行ったことを証する書面又は前項に掲げる走行により申請二輪車等の一酸化炭素等発散防止装置（法第44条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置）に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請二輪車等の当該装置に生じさせる走行を行ったことを証する書面
- (2) (1)の走行を行った申請二輪車等が、細目告示第41条第1項第15号に定める基準（原動機付自転車にあつては、細目告示第243条第1項第1号）に適合していることを証する書面

4 前項の書面の様式については、附則7「長距離走行実施要領等」に準ずること。

第4 (略)

第5 点検整備方式の周知方法

型式認定を受けた検査対象外軽自動車等（定格出力が19kW未満及び560kW以上の小型特殊自動車を除く。）の製作者等は、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車等の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次の措置を講じること。

なお、定格出力が19kW未満及び560kW以上の小型特殊自動車の製作者等にあつては、できる限り点検整備方式を作成し、これを周知させるための措置を講じるよう努めること。

- (1) 第1次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
- (2) 第2次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

第6

） (略)

第14

第4 (略)

第5 点検整備方式の周知方法

型式認定を受けた検査対象外軽自動車又は原動機付自転車の製作者等は、当該型式認定に係る検査対象外軽自動車又は原動機付自転車の点検整備方式を使用者に対して周知させるため、次の措置を講じること。

なお、小型特殊自動車の製作者等にあつては、できる限り点検整備方式を作成し、これを周知させるための措置を講じるよう努めること。

- (1) 第1次使用者に対しては、点検整備方式を記載した書面を販売の際に交付すること。
- (2) 第2次以降の使用者に対しては、(1)の書面を常時準備しておき、これを提供し得る体制を整えておくよう努めること。

第6

） (略)

第14

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第2関係）

1 検査対象外軽自動車及び原動機付自転車 (略)

2 小型特殊自動車

添付書面	記載要領等
1 ） 9 (略)	(略)
10 点検整備方式を記載した書面 (定格出力が19kW未満及び560kW以上の小型特殊自動車に係るものを除く。)	1 点検整備方式の書面の記載については、次の点に留意すること。 (1)自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）に定める技術上の基準を満足するものであること。 (2)自動車点検基準に定めていない技術上の基準についても必要に応じ記載すること。 (3)点検整備の際の判定基準について記載すること。特に、品質、形状等が変化し、通常の点検ではその後の保安を確保しうる期間を予測しにくい部品については、定期交換時期を記載すること。 2 前項(2)及び(3)については、製作者等が自動車の使用者に対し、標準として推奨するものである旨記載すること。
11 ） 13 (略)	(略)

別表（申請書の添付書面及びその記載要領等）（第2関係）

1 検査対象外軽自動車及び原動機付自転車 (略)

2 小型特殊自動車

添付書面	記載要領等
1 ） 9 (略)	(略)
10 ） 12 (略)	(略)

3 原動機付自転車用原動機 (略)

第1号様式
 (略)
 第4号様式

第5号様式 (諸元表) (別表第2項関係) (用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

型式認定番号	類 別			
型式認定年月日	仕 様			
変更承認年月日	通 称 名			
車名及び型式	車体の形状			
	車体の型式			
	長さ(m)			
	幅(m)			
車台の名称及び型式	高さ(m)			
	軸距又は接地長(m)			
車体の名称	車 両 (kg)	前々軸重		
		前後軸重		
製作者等の氏名又は名称		後前軸重		
		後々軸重		
		計		
	乗車定員(人)			
燃料の種類	最大積載量(kg)			
		前々軸重		
原動機の型式				

3 原動機付自転車用原動機 (略)

第1号様式
 (略)
 第4号様式

第5号様式 (諸元表) (別表第2項関係) (用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

型式認定番号	類 別			
型式認定年月日	仕 様			
変更承認年月日	通 称 名			
車名及び型式	車体の形状			
	車体の型式			
	長さ(m)			
	幅(m)			
車台の名称及び型式	高さ(m)			
	軸距又は接地長(m)			
車体の名称	車 両 (kg)	前々軸重		
		前後軸重		
製作者等の氏名又は名称		後前軸重		
		後々軸重		
		計		
	乗車定員(人)			
燃料の種類	最大積載量(kg)			
		前々軸重		
原動機の型式				

	車 両 (kg) 総重量	前後軸重			
		後前軸重			
総排気量(L)又は定格出力(kW)		後々軸重			
		計			
シリンダ数 配列 冷却方式 寸法	最大安定傾斜角度	左			
		右			
車台番号の打刻様式	取輪配列				
	最高出力 (kW/rpm)				
車台番号の打刻位置	最大トルク (N·m/rpm)				
	排 出 ガ ス 重 量	モ ト ド	CO (g/kWh)		
原動機の型式の打刻様式			HC (g/kWh)		
			NOx (g/kWh)		
原動機の型式の打刻位置			PM (g/kWh)		

備考1
? (略)
2

第6号様式(諸元表)(別表第2項関係)(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

類 別				
(略)				
排出 ガス	無負荷状態: CO (%)			
	無負荷状態: HC (ppm)			
	8モード黒煙			
	無負荷急加速黒煙: (%)			

	(kg) 総重量	前後軸重			
		後前軸重			
総排気量(L)又は定格出力(kW)		後々軸重			
		計			
シリンダ数 配列 冷却方式 寸法	最大安定傾斜角度	左			
		右			
車台番号の打刻様式	車 軸 配 列				
	最高出力 (kW/rpm)				
車台番号の打刻位置	最大トルク (N·m/rpm)				
	排 出 ガ ス 重 量	モ ト ド	CO (g/kWh)		
原動機の型式の打刻様式			HC (g/kWh)		
			NOx (g/kWh)		
原動機の型式の打刻位置			PM (g/kWh)		

備考1
? (略)
2

第6号様式(諸元表)(別表第2項関係)(用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。)

類 別				
(略)				
排出 ガス	8モード黒煙			
	無負荷急加速黒煙: (%)			

(略)

備考1
? (略)
2

附則1 自動車等の同一型式判定要領 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領 (略)

附則3 自動車排出ガス規制の識別記号

記

1. (略)

2. 平成17年規制以降の自動車にあっては、型式の頭部に、次表の1桁目から3桁目に掲げる識別記号を付与すること。

(1) 1桁目

排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号
平成17年規制	無	A
	低排出ガス25%低減	B
	低排出ガス50%低減	C
	低排出ガス75%低減	D
平成18年規制	無	J
平成19年規制	無	E
	低排出ガス25%低減	F
	低排出ガス50%低減	G
	低排出ガス75%低減	H
平成20年規制	無	K

(2) 2桁目

(略)

(3) 3桁目

用途	重量条件等	識別記号

(略)

備考1
? (略)
2

附則1 自動車等の同一型式判定要領 (略)

附則2 自動車の車台番号又は原動機の型式の打刻届出等取扱要領 (略)

附則3 自動車排出ガス規制の識別記号

記

1. (略)

2. 平成17年規制以降の自動車にあっては、型式の頭部に、次表の1桁目から3桁目に掲げる識別記号を付与すること。

(1) 1桁目

排出ガス規制年	低排出ガス認定	識別記号
平成17年規制	無	A
	低排出ガス25%低減	B
	低排出ガス50%低減	C
	低排出ガス75%低減	D
平成18年規制	無	J
平成19年規制	無	E
	低排出ガス25%低減	F
	低排出ガス50%低減	G
	低排出ガス75%低減	H

(2) 2桁目

(略)

(3) 3桁目

用途	重量条件等	識別記号

乗用車	軽油以外	A
	軽油（車両重量が1265キログラム以下）	B
	軽油（車両重量が1265キログラム超）	C
貨物・乗合	軽自動車	D
	車両総重量が1.7トン以下	E
	車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F
	車両総重量が3.5トン超	G
二輪車	第1種原動機付自転車	H
	第2種原動機付自転車	J
	軽二輪自動車	K
	小型二輪自動車	L
特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満	M
	定格出力が37kW以上56kW未満	N
	定格出力が56kW以上75kW未満	P
	定格出力が75kW以上130kW未満	R
	定格出力が130kW以上560kW未満	S
	定格出力が19kW以上560kW未満 (ガソリン・LPGに限る。)	T

3. (略)

附則4 自動車型式指定申請書等提出要領

第1
} (略)
第5

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車審査部用) (第2関係)

	提出の要否
--	-------

乗用車	軽油以外	A
	軽油（車両重量が1265キログラム以下）	B
	軽油（車両重量が1265キログラム超）	C
貨物・乗合	軽自動車	D
	車両総重量が1.7トン以下	E
	車両総重量が1.7トン超、3.5トン以下	F
	車両総重量が3.5トン超	G
二輪車	第1種原動機付き自転車	H
	第2種原動機付き自転車	J
	軽二輪自動車	K
	小型二輪自動車	L
特殊自動車	定格出力が19kW以上37kW未満	M
	定格出力が37kW以上56kW未満	N
	定格出力が56kW以上75kW未満	P
	定格出力が75kW以上130kW未満	R
	定格出力が130kW以上560kW未満	S

3. (略)

附則4 自動車型式指定申請書等提出要領

第1
} (略)
第5

別表第1 (略)

別表第2 (申請書等の添付書面・自動車審査部用) (第2関係)

	提出の要否
--	-------

整理番号	添付書面の名称	型式指定に係る場合		新型届出に係る場合	
		乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき
		1 } (略)			
17 18	社内試験成績書 (1) 試験成績書(その1) } (略) (3) 試験成績書(その3) (4) 試験成績書(その4) (ア) } (略) (イ) (ウ) ガソリン、LPG又はCNG自動車排出ガス試験 (a) } (略) (d) (e) 7モード (f) (略) (g) (略) (h) (略) (エ) } (略) (シ) (ス) 長距離走行(その6)の結果及び記録 (セ) 長距離走行(その7)の結果及び記録				
19	(略)				

備考1

1 (略)

31

32 18(4)(ア)の書面については、原則として(a)の書面を提出するものとし、(b)の書面の提出は要しない。

また、変更承認申請等のうち原動機出力に変更を生じない場合には、当分の間、18(4)(ア)の書面の提出は要しない。

整理番号	添付書面の名称	型式指定に係る場合		新型届出に係る場合	
		乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき	乗用車に係るとき	その他の自動車に係るとき
		1 } (略)			
17 18	社内試験成績書 (1) 試験成績書(その1) } (略) (3) 試験成績書(その3) (4) 試験成績書(その4) (ア) } (略) (イ) (ウ) ガソリン、LPG又はCNG自動車排出ガス試験 (a) } (略) (d) (e) (略) (f) (略) (g) (略) (エ) } (略) (シ)				
19	(略)				

備考1

1 (略)

31

32 18(4)(ア)の書面については、原則として(a)の書面を提出するものとし、(b)の書面の提出は要しない。

また、変更承認申請等のうち原動機出力に変更を生じない場合及び大型特殊自動車(ガソリンを燃料とするものに限る)に係る場合には、当分の間、18(4)(ア)の書面の提出は要しない。

33

{ (略)

34

35 18(4)(ウ)(g)の書面については、ガソリン自動車(大型特殊自動車を除く。)に係る場合に
限る。

36 18(4)(ウ)(h)及び18(4)(エ)(h)の書面については、大型特殊自動車に係る場合を除く。

37

{ (略)

38

別記様式 (略)

別紙 (略)

附則4の2 軽微な変更の取扱要領 (略)

附則5 自動車等の諸元表の記載要領

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1

{ (略)

1-32

1-33 排出ガス重量

表題欄のモード名の前に試験モード名及び排出ガス成分欄の()内に単位を記載すること。

新型自動車試験方法に基づいて測定した排出ガスの重量の値を次の各号により記入する。
ただし、自動車排出ガスの平均値規制の適用対象自動車については完成検査目標平均値又は
検査対象外軽自動車等においては施行規則第62条の3第5項による検査目標平均値(完成
検査における管理に際して目標として用いる平均値(細目告示第41条第1項第1号、第3
号、第5号、第7号、第13号、第15号及び第17号並びに243条第1項第1号並びに
適用関係告示第28条第70項、第71項、第72項及び第73項の適用を受ける自動車に
あつては、完成検査における管理に際して目標として用いる長距離走行後の排出ガス平均値)
をいう。)を記入するものとし、その他自動車については設計値を記入してもよい。

また、低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)(以下「低排出ガス
車認定要領」という。)に基づく認定の対象となる自動車については、低排出ガス車認定要領
第四条による耐久走行後の排出ガス値についても記入し、()書きで「低排出ガス車認定」
と付記する。ただし、耐久走行距離が告示によるものと同一で、記入値が完成検査目標平均
値と同一となる場合は、完成検査目標平均値のみを記入してもよい。

なお、記入値は、細目告示又は適用関係告示(自動車排出ガスの平均値規制の適用対象自
動車については平均値規制)に規定するそれぞれの排出ガスに係る規制値の桁数(低排出ガ
ス車認定要領に基づく認定対象自動車については同告示別表第一から別表第八までに規定す
るそれぞれの排出ガスに係る値の桁数)までとし、その直近下位の数値を4捨5入する。

(1)

{ (略)

33

{ (略)

34

35 18(4)(ウ)(f)の書面については、ガソリン自動車に係る場合に限る。

36

{ (略)

37

別記様式 (略)

別紙 (略)

附則4の2 軽微な変更の取扱要領 (略)

附則5 自動車等の諸元表の記載要領 (略)

第1 (略)

第2 項目別記載要領

1 自動車の構造等

1-1

{ (略)

1-32

1-33 排出ガス重量

表題欄のモード名の前に試験モード名及び排出ガス成分欄の()内に単位を記載すること。

新型自動車試験方法に基づいて測定した排出ガスの重量の値を次の各号により記入する。
ただし、自動車排出ガスの平均値規制の適用対象自動車については完成検査目標平均値又は
検査対象外軽自動車等においては施行規則第62条の3第5項による検査目標平均値(完成
検査における管理に際して目標として用いる平均値(細目告示第41条第1項第1号、第3
号、第5号、第7号、第15号及び243条第1項第1号並びに適用関係告示第28条第7
0項、第71項、第72項及び第73項の適用を受ける自動車にあつては、完成検査におけ
る管理に際して目標として用いる長距離走行後の排出ガス平均値)をいう。)を記入するも
のとし、その他自動車については設計値を記入してもよい。

また、低排出ガス車認定実施要領(平成12年運輸省告示第103号)(以下「低排出ガス
車認定要領」という。)に基づく認定の対象となる自動車については、低排出ガス車認定要領
第四条による耐久走行後の排出ガス値についても記入し、()書きで「低排出ガス車認定」
と付記する。ただし、耐久走行距離が告示によるものと同一で、記入値が完成検査目標平均
値と同一となる場合は、完成検査目標平均値のみを記入してもよい。

なお、記入値は、細目告示又は適用関係告示(自動車排出ガスの平均値規制の適用対象自
動車については平均値規制)に規定するそれぞれの排出ガスに係る規制値の桁数(低排出ガ
ス車認定要領に基づく認定対象自動車については同告示別表第一から別表第八までに規定す
るそれぞれの排出ガスに係る値の桁数)までとし、その直近下位の数値を4捨5入する。

(1)

{ (略)

(9)

(10) ガソリン又はLPGを燃料とする特殊自動車であって7モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物の1時間の仕事量当たりの排出量をgの単位で表した値をそれぞれモードの項のCO、HC及びNOxの欄に記入する。

(11) (略)

1-34 (略)

2

} (略)

29

30 性能

30-1

} (略)

30-6

30-7 定格出力/定格回転速度

特殊自動車にあつて新型自動車試験方法に基づいて測定した全負荷状態に調速された機関最高回転数を整数値で記載する。なお、定格回転速度時の全負荷出力値及び試験法 (() 書とする。) を次の例により「ネット又はN」と付記する。全負荷出力値の記入値は少数第1位までとし小数第2位を4捨5入する。

例 85.1/2,500 (ネット) 又は85.1/2,500 (N)

30-8

} (略)

30-12

30-13 排出ガス濃度又は排出ガス重量(無負荷状態、黒煙及び燃料蒸発ガス)

(略)

(1) 無負荷状態

ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であつて10・15モード試験法、13モード試験法、10・15+11モード試験法、JB05モード試験法、7モード試験法又は二輪車モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素の濃度を%の単位で表した値及び炭化水素の濃度をppmの単位で表した値をそれぞれCO及びHCの欄に記入する。

(2)

} (略)

(4)

30-14 吸入負圧及び排気圧力

一酸化炭素等発散防止装置を車両に搭載した状態の原動機最高出力(特殊自動車にあつては定格出力)時の吸入負圧及び排気圧力を記入する。ただし、型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置であつて、取り付けることができる自動車の範囲が吸入負圧及び排気圧力で限定されているものを搭載する自動車に限る。

記入値は小数第1位までとし、第2位を4捨5入する。

また、記入方法は、吸入負圧/排気圧力とする。

例 3.7/14.0

30-15 (略)

31

} (略)

32

附則5の2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領 (略)

(9)

(10) (略)

1-34 (略)

2

} (略)

29

30 性能

30-1

} (略)

30-6

30-7 定格出力/定格回転速度

軽油を燃料とする特殊自動車にあつて新型自動車試験方法に基づいて測定した全負荷状態に調速された機関最高回転数を整数値で記載する。なお、定格回転速度時の全負荷出力値及び試験法 (() 書とする。) を次の例により「ネット又はN」と付記する。全負荷出力値の記入値は少数第1位までとし小数第2位を4捨5入する。

例 85.1/2,500 (ネット) 又は85.1/2,500 (N)

30-8

} (略)

30-12

30-13 排出ガス濃度又は排出ガス重量(無負荷状態、黒煙及び燃料蒸発ガス)

(略)

(1) 無負荷状態

ガソリン、LPG又はCNGを燃料とする自動車であつて10・15モード試験法、13モード試験法、10・15+11モード試験法、JB05モード試験法又は二輪車モード試験法が適用されるものについて、一酸化炭素の濃度を%の単位で表した値及び炭化水素の濃度をppmの単位で表した値をそれぞれCO及びHCの欄に記入する。

(2)

} (略)

(4)

30-14 (略)

31

} (略)

32

附則5の2 電子申請を行う場合の自動車諸元表等の書面の作成要領 (略)

附則6 自動車等の外観図の記載要領 (略)

附則7 長距離走行実施要領等

長距離耐久告示、この通達の別添3（以下「認定要領」という。）及び「装置型式指定実施要領」（平成10年11月12日自 技第215号・自環第222号・自審第1253号）別添20一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準（以下「指定基準」という。）に定める研究所に提示する自動車及び国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件についての走行実施要領並びに研究所に提出する書面の様式等については、下記により取り扱うこととする。

記

1. 国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等及び研究所に提示する自動車に係る走行の要件についての走行実施要領（認定要領第3第2項及び長距離耐久告示第1条並びに指定基準第1編4. 2. 関係及び第II編4. 2. 関係）
 - (1) 二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。以下同じ。）又は原動機付自転車
 - ① 認定要領第3第2項に掲げる国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る二輪の軽自動車又は原動機付自転車の走行を実施する場合には、認定要領の規定によるほか、附則7-1の「長距離走行（その1）実施要領」によるものとする。
 - ② 長距離耐久告示第1条及び指定基準第1編4. 2. に定める研究所に提示する自動車であつて二輪の小型自動車に係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-1の「長距離走行（その1）実施要領」によるものとする。
 - (2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車（小型特殊自動車及び大型特殊自動車をいう。以下同じ。）を除く。）

長距離耐久告示第1条及び指定基準第1編4. 2. に定める研究所に提示する自動車であつてガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-3の「長距離走行（その2）実施要領」（平成17年規制以降の基準が適用されるものについては、附則7-7の「長距離走行（その4）実施要領」）によるものとする。

なお、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車及び車両総重量3.5トン以下の自動車については、この通達において定める固定劣化補正值をもって附則7-3の「長距離走行（その2）実施要領」又は附則7-7の「長距離走行（その4）実施要領」による走行に代えることができる。また、車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）については、長距離耐久告示第1条及び指定基準第1編4. 2. に定める走行キロ数の1/3以上の走行キロ数を実走行した結果から、長距離耐久告示第1条及び指定基準4. 2に定める走行キロ数走行後の結果を外挿により求める方法（以下「外挿法」という。）をもって附則7-3の「長距離走行（その2）実施要領」又は附則7-7の「長距離走行（その4）実施要領」による走行に代えることができる。
 - (3) 軽油を燃料とする自動車（二輪自動車及び特殊自動車を除く。）

長距離耐久告示第1条及び指定基準第1編4. 2. に定める研究所に提示する自動車であつて軽油を燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-5の「長距離走行（その3）実施要領」（平成17年規制以降の基準が適用されるものについては、附則7-9の「長距離走

附則6 自動車等の外観図の記載要領 (略)

附則7 長距離走行実施要領等

長距離耐久告示、この通達の別添3及び「装置型式指定実施要領」（平成10年11月12日自 技第215号・自環第222号・自審第1253号）別添20一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準（以下「指定基準」という。）に定める研究所に提示する自動車及び検査対象外軽自動車等に係る走行の要件についての走行実施要領並びに研究所に提出する書面の様式等については、下記により取り扱うこととする。

なお、平成17年規制以降の基準が適用されるもの（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）については、附則7-7、附則7-8、附則7-9又は附則7-10によるものとする。

記

1. 検査対象外軽自動車等及び研究所に提示する自動車に係る走行の要件についての走行実施要領（別添3第3第2項、長距離耐久告示第1条及び指定基準4. 2. 関係）
 - (1) 別添3第3第2項に掲げる国土交通大臣に提示する検査対象外軽自動車等に係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る検査対象外軽自動車等の走行を実施する場合には、別添3の規定によるほか、附則7-1の「長距離走行（その1）実施要領」によるものとする。
 - (2) 長距離耐久告示第1条及び指定基準4. 2に定める研究所に提示する自動車であつてガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-3の「長距離走行（その2）実施要領」（二輪の小型自動車にあつては、附則7-1の「長距離走行（その1）実施要領」）又は附則7-7の「長距離走行（その4）実施要領」によるものとする。

なお、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車（二輪の小型自動車（側車付二輪自動車を含む。）を除く。）及び車両総重量3.5トン以下の自動車については、この通達において定める固定劣化補正值をもって附則7-3の「長距離走行（その2）実施要領」又は附則7-7の「長距離走行（その4）実施要領」による走行に代えることができる。また、車両総重量3.5トンを超える自動車（専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。）については、長距離耐久告示第1条及び指定基準4. 2に定める走行キロ数の1/3以上の走行キロ数を実走行した結果から、長距離耐久告示第1条及び指定基準4. 2に定める走行キロ数走行後の結果を外挿により求める方法（以下「外挿法」という。）をもって附則7-3の「長距離走行（その2）実施要領」又は附則7-7の「長距離走行（その4）実施要領」による走行に代えることができる。
 - (3) 長距離耐久告示第1条及び指定基準4. 2に定める研究所に提示する自動車であつて軽油を燃料とするものに係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-5の「長距離走行（その3）実施要領」又は附則7-9の「長距離走行（その5）実施要領」によるものとする。

行(その5)実施要領)によるものとする。

なお、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車については、この通達において定める固定劣化係数を用いることにより附則7-5の「長距離走行(その3)実施要領」による走行に代えることができる。また、車両総重量3.5トンを超える自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)については外挿法をもって附則7-5の「長距離走行(その3)実施要領」又は附則7-9の「長距離走行(その5)実施要領」による走行に代えることができる。

(4) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特殊自動車

① 認定要領第3第2項に掲げる国土交通大臣に提示する小型特殊自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る小型特殊自動車の走行を実施する場合には、認定要領の規定によるほか、附則7-11の「長距離走行(その6)実施要領」によるものとする。

② 長距離耐久告示第1条及び指定基準第Ⅱ編4.2.に定める研究所に提示する自動車であってガソリン又は液化石油ガスを燃料とする大型特殊自動車に係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-11の「長距離走行(その6)実施要領」によるものとする。

(5) 軽油を燃料とする特殊自動車

① 認定要領第3第2項に掲げる国土交通大臣に提示する小型特殊自動車であって軽油を燃料とするものに係る走行の要件に基づき、認定の申請に係る小型特殊自動車の走行を実施する場合には、認定要領の規定によるほか、附則7-13の「長距離走行(その7)実施要領」によるものとする。

② 長距離耐久告示第1条及び指定基準第Ⅱ編4.2.に定める研究所に提示する自動車であって軽油を燃料とする大型特殊自動車に係る走行の要件に基づき、指定の申請に係る自動車の走行を実施する場合には、同告示及び同指定基準の規定によるほか、附則7-13の「長距離走行(その7)実施要領」によるものとする。

2. 国土交通大臣又は研究所に提出する書面の様式等(認定要領第3第3項、長距離耐久告示第3条関係及び指定基準第Ⅰ編4.3.(別紙2の4.(2)より引用する場合に限る。))

(1) 二輪自動車又は原動機付自転車

① 認定要領第3第3項に掲げる書面であって、二輪の軽自動車又は原動機付自転車について提出する場合は、附則7-2の様式1による「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-2の「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)の記載要領」によるものとする。この場合において、認定要領第3第3項第1号にいう「申請二輪車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあっては、附則7-2の様式1に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

② 長距離耐久告示第3条及び指定基準第Ⅰ編4.3.(別紙2の4.(2)より引用する場合に限る。)に掲げる書面であって二輪の小型自動車について提出する場合は、附則7-2の様式1による「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-2の「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)の記載要領」によるものとする。この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験

なお、専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車についてはこの通達において定める固定劣化係数を用いることにより附則7-5の「長距離走行(その3)実施要領」による走行に代えることができる。また、車両総重量3.5トンを超える自動車(専ら乗用の用に供する乗車定員10人以下の自動車を除く。)については外挿法をもって附則7-5の「長距離走行(その3)実施要領」又は附則7-9の「長距離走行(その5)実施要領」による走行に代えることができる。

2. 研究所に提出する書面の様式等(別添3第3第3項、長距離耐久告示第3条関係及び指定基準4.3(別紙2の4.(2)より引用する場合に限る。))

(1)

別添3第3第3項に掲げる書面は、様式1による「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-2の「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)の記載要領」によるものとする。

この場合において、別添3第3第3項第1号にいう「申請二輪車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあっては、様式1に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を作製することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-2の様式1に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(2) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする自動車(二輪自動車及び特殊自動車を除く。)

長距離耐久告示第3条及び指定基準第I編4.3.(別紙2の4.(2)より引用する場合に限る。)に掲げる書面であつてガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものについて提出する場合は、附則7-4の様式2による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その2)」(平成17年規制以降の基準が適用されるものについては、附則7-8の様式2による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その4)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-4の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その2)の記載要領」(平成17年規制以降の基準が適用されるものについては、附則7-8の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その4)の記載要領」)によるものとする。この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を作製することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-4又は附則7-8の様式2に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(3) 軽油を燃料とする自動車(二輪自動車及び特殊自動車を除く。)

長距離耐久告示第3条及び指定基準第I編4.3.(別紙2の4.(2)より引用する場合に限る。)に掲げる書面であつて軽油を燃料とするものについて提出する場合は、附則7-6の様式3による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その3)」(平成17年規制以降の基準が適用されるものについては、附則7-10の様式3による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その5)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-6の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その3)の記載要領」(平成17年規制以降の基準が適用されるものについては、附則7-10の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その5)」)によるものとする。この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を作製することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-6又は附則7-10の様式3に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(4) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする特殊自動車

認定要領第3第3項に掲げる書面であつて、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする小型特殊自動車について提出する場合は、附則7-12の様式4による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その6)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-12の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その6)の記載要領」によるものとする。この場合において、認定要領第3第3項第1号にいう「申請検査対象外軽自動車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を作製することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-12の様式4に参考として英語訳を併記することができる。

(2)

長距離耐久告示第3条及び指定基準4.3(別紙2の4.(2)より引用する場合に限る。)に掲げる書面であつてガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものについて提出する場合は、様式2による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その2)」(二輪の小型自動車にあつては、様式1による「申請二輪自動車等の走行実施済証及び基準適合証(その1)」)又は「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その4)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-4の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その2)の記載要領」(二輪の小型自動車にあつては、附則7-2の「申請二輪車等の走行実施済証及び基準適合証の記載要領」)又は附則7-8の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その4)の記載要領」によるものとする。この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を作製することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、様式2に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(3)

長距離耐久告示第3条及び指定基準4.3(別紙2の4.(2)より引用する場合に限る。)に掲げる書面であつて軽油を燃料とするものについて提出する場合は、様式3による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その3)」又は「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その5)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-6の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その3)の記載要領」(平成17年規制以降の基準が適用されるものについては、「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その5)」)によるものとする。この場合において、長距離耐久告示第3条第1号にいう「申請自動車の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を作製することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、様式3に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

(5) 軽油を燃料とする特殊自動車

認定要領第3第3項に掲げる書面であって、軽油を燃料とする小型特殊自動車について提出する場合は、附則7-14の様式5による「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その7)」とする。

なお、その記載要領は、附則7-14の「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その7)の記載要領」によるものとする。この場合において、認定要領第3第3項第1号にいう「申請検査対象外軽自動車等の当該装置に生じさせる走行」とは、装置等を実車に取り付けた状態の負荷に相当する負荷が装置等に加えられる方法により、台上試験装置を用いて行う試験を含むものとする。

また、外国において本邦に輸出される自動車を製作することを業とする者(外国人又は外国法人に限る。)にあつては、附則7-14の様式5に参考として英語訳を併記することができる。この場合には、備考欄に「英語訳は参考として併記したものである」旨を日本語及び英語で記載すること。

附則7-1(記1関係)

?(略)

附則7-10(記2関係)

附則7-11(記1関係)

附則7-1(記1関係)

?(略)

附則7-10(記2関係)

長距離走行(その6)実施要領

1 適用範囲

長距離耐久告示第1条及び指定基準Ⅱ編4.2.に定める大型特殊自動車及び認定要領第3第2項に定める小型特殊自動車であつて、ガソリン又は液化石油ガスを燃料とするものに係る長距離走行は、それぞれ同条及び同項の規定によるほか、この実施要領によるものとする。

2 試験自動車等

試験自動車又は試験エンジン(5の排出ガス測定を行うために必要な付属装置を備えていること。以下同じ。)は、自動車型式指定申請、装置型式指定申請又は型式認定申請(以下「型式指定申請等」という。)に係る自動車のエンジン及び排出ガス低減装置と同一の構造、装置及び性能を有するものとする。また、試験自動車又は試験エンジンの車台番号又はシリアル番号は、申請者の提出する書面等により、型式指定申請等に係る自動車又はそれに搭載されているエンジンと同一の構造、装置及び性能を有するものであることが確認できる場合を除き、型式指定申請等のものと同一であること。また、試験自動車又は試験エンジンは、走行又は運転開始前において、エンジン及び排出ガス低減装置が運行の用に供していないものであり、かつ、点検・整備要領に基づいて整備された状態であること。

3 走行方法等

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において3.1に定める方法により行う。試験自動車の走行は、走行路上において、3.2に定める方法により行う。

3.1 エンジンダイナモメータ上の運転方法

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において、5の排出ガス測定に係る運転を除き、表1-1又は表1-2のいずれかの走行条件に適合する走行に対応するエンジンの運転状態を適宜組み合わせこれを繰り返すことにより行う。この場合における「平均負荷率」は、別紙(附則7-11関係)より求めること。

なお、この運転の例を参考モードとして別紙(附則7-11関係)に示す。

表1-1

走行条件		
回転速度条件		負荷率条件
回転速度	時間比率	
定格回転速度の90%以上の回転速度	6%以上	平均負荷率 30%以上
定格回転速度の60%以上の回転速度	80%以上	
その他の回転速度	任意	
その他：耐久運転モードは、1サイクル120分以内とすること		

表1-2

走行条件		
回転速度条件		負荷率条件
回転速度	時間比率	
定格回転速度の90%以上の回転速度	15%以上	全体で平均負荷率50%以上、 かつ、定格回転速度の60%以上で負荷率75%以上の頻度が15%以上
定格回転速度の60%以上の回転速度	85%以上	
その他の回転速度	任意	
その他：耐久運転モードは、1サイクル120分以内とすること		

3. 2. 走行路上の走行方法

試験自動車の走行は、表1-1又は表1-2の走行条件に適合するように行うものとする。

この場合において、試験自動車の荷重状態については、表2に掲げる状態に設定する。ただし、必要に応じて重量を追加した状態とすることができる。

なお、走行路については任意とする。

表2

自動車の種類	荷重状態
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	空車状態の自動車に1人の人員が乗車した状態

(注) 1 空車状態とは、保安基準第1条第1項第3号の空車状態をいう。

2 人員1人の重量は、55kgとする。

3. 3 長距離耐久告示第1条及び指定基準第Ⅱ編4. 2. 並びに認定要領第3第2項に定める走行と同等な走行方法

3. 1及び3. 2においてCode of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part1048に規定する走行方法とすることができる。

4 走行又は運転期間中の処理

4. 1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあつては型式指定規則第3条第2項第7号の点検整備方式、その他の自動車にあつては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合にあつては、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4. 2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式指定申請等の期間中保管しておくこと。

5 排出ガス測定

5. 1 ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード測定方法(以下「7モード法」という。)による排出ガスの測定は、運転開始後の走行時間が250h以下の時点及び長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編4. 2. 及び認定要領第3第2項に定める走行時間数以上の時点での走行後の測定を行うまで、走行又は運転期間中において、規定走行時間数を概ね等間隔に分割した走行時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。なお、「等間隔に分割した」とは3分割以上とし、排出ガス測定は分割された走行時間数の±10%の時間の範囲で行うこととする。

ただし、外挿法により長距離走行を行う場合には、長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編4. 2. 及び認定要領第3第2項に定める走行時間の1/3以上の走行時間数走行後に最終の排出ガス測定を行わなければならない。

なお、排出ガス測定時期に、4. 1に定める点検・整備を行う場合は点検・整備の前に排出ガス測定を行う。また、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合は点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。

5. 2 排出ガス測定は、試験方法に準拠して行うものとする。また、5. 1で定める測定の時期における測定は複数回行うことができる。この場合、各測定モードごとの全ての時期における測定回数は同一でなければならない。ただし、同時期に整備の前後に測定を実施した場合の測定回数は、整備後のみの測定回数とする。

なお、外挿法により長距離走行を行う場合には、各時期に複数回数の排出ガス測定を行わなければならない。

6 走行結果等

6. 1. 3. 1. 3. 2の走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記入する。

6. 2 3. 1. 3. 2の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記録する。

付表1

長距離走行(その6)の結果(1)

◎ 試験自動車

車名・型式(類別)

原動機型式

定格出力

kW/min⁻¹

5. 「条件別走行時間数」の「その他の回転速度」の欄には、長距離走行以外の走行時間数等を記入する。また、「計」の欄には長距離走行中のすべての走行時間数を記入する。

付表2

長距離走行（その6）の結果（2）

車名・型式（類別）

車台番号又はシリアル番号

原動機の型式

年 / 月 / 日	作業	作業開始時の 走行時間数	排出ガス測定結果			備考
			ガソリン・液化石油ガス 特殊自動車7モード (g/kWh)			
			CO	HC	NO _x	

(注) 1. 「作業欄」には、長距離走行、排出ガス測定、点検・整備及びその他の別をそれぞれ「A」、「B」、「C」及び「D」により記入する。なお、その他の作業については「備考欄」に作業の具体的内容を記入する。

2. 「作業開始時の走行時間数」については、相当する走行時間を換算した値を記入する。

3. 耐久走行後の推定値算出時の走行時間数は、長距離耐久告示第1条、指定基準第II編4.

2. 又は認定要領第3第2項に規定する走行時間数とする。

4. 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。

付表 3

長距離走行（その6）点検整備等記録

車名・型式（類別）
原動機の型式

車台番号又はシリアル番号

年/月/日	走行時間数 (h)	点検・整備等の種類	点検・整備箇所	点検・整備内容、処置

(注) 1. 「点検・整備等の種類」欄には、定期点検整備又は臨時整備の別を記入する。
2. 「点検・整備内容、処置」欄には、実施した調整及び部品等の交換の内容を具体的に記入する。

3. 警報装置が作動した場合には、警報装置が作動した旨を「点検・整備等の種類」欄に記入するとともに、作動時の月日及び走行時間数をそれぞれ該当する欄に記入する。また、原因、処置については、「点検・整備内容、処置」欄に記入する。
4. 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。

別紙（附則7-11関係）

エンジンダイナモメータ上の運転方法（参考モード）

エンジンダイナモメータ上で長距離走行を行う場合には、次のいずれかの方法により行うこと。

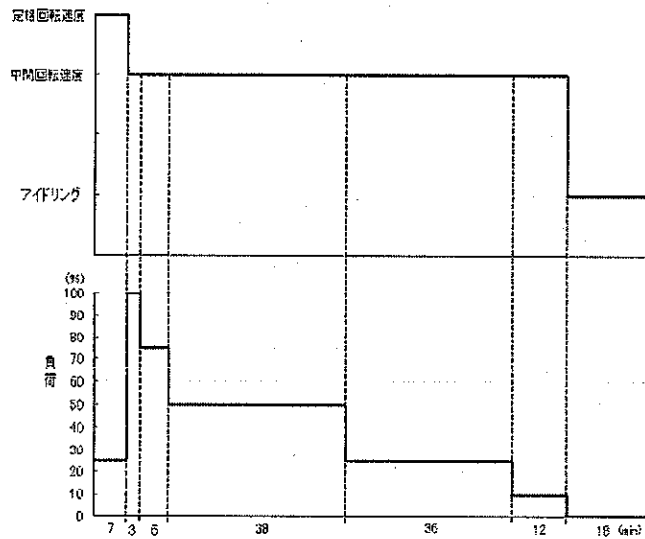
1 運転方法A

表Aに掲げるエンジンの運転パターンを表Bの中欄に定める走行時間以上に達するまで繰り返し運転する。なお、外挿法を適用して運転する場合には、表Bの右欄に定める外挿法適用時の走行時間以上に達するまで繰り返し運転する。

表A

運 転 モード	運 転 状 態		運 転 時 間 (min)	累 積 時 間 (min)
	エンジン回転速度	エンジン負荷率 (%)		
1	定格回転速度*	25	7	7
2	中間回転速度*	100	3	10
3		75	6	16
4		50	38	54
5		25	36	90
6		10	12	102
7	アイドリング	0	18	120

(注) ※定格回転速度及び中間回転速度とは、細目告示別添103「ガソリン・液化石油ガス特殊自動車7モード排出ガスの測定方法」に規定するものをいう。以下、表Cにおいて同じ。



(1サイクル120min以内とする)

表B

車種区分	走行時間	外挿法適用時の走行時間
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5,000 h	1,670 h

2 運転方法B

表Cに掲げるエンジンの運転パターンを表Dの中欄に定める走行時間以上に達するまで繰り返し運転する。

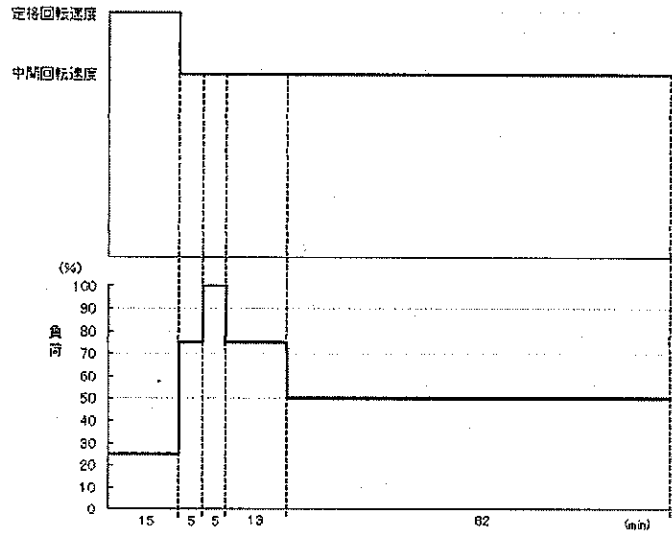
なお、外挿法を適用して運転する場合には、表Dの右欄に定める外挿法適用時の走行時間以上に達するまで繰り返し運転する。

表C

運転モード	運転状態		運転時間 (min)	累積時間 (min)
	エンジン回転速度	エンジン負荷率 (%)		
1	定格回転速度	25	15	15
2		75	5	20

<u>3</u>	中間回転速度	<u>100</u>	<u>5</u>	<u>25</u>
<u>4</u>		<u>75</u>	<u>13</u>	<u>38</u>
<u>5</u>		<u>50</u>	<u>82</u>	<u>120</u>

参考図C



(1サイクル120min以内とする)

表D

車種区分	走行時間	外挿法適用時の走行時間
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	<u>2,500 h</u>	<u>850 h</u>

運転パターンの平均負荷率は次式により求めること。

$$E = \sum (E_n(i) \times WF(i))$$

ただし、

$$WF(i) = \frac{t_m(i)}{\sum t_m(i)}$$

E : 平均負荷率 (%)

E_n(i) : 各運転モードにおけるエンジン負荷率 (%)
WF(i) : 各運転モードにおける運転時間の全モード合計時間に対する比率
t_n(i) : 各運転モードの時間 (min)

附則 7-12 (記 2 関係)

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証 (その 6) の記載要領

申請に係る自動車 (以下「申請自動車」という。) の走行実施済証等 (申請自動車の走行実施済証及び基準適合証 (その 6) をいう。以下同じ。) については、次に示す要領により記載するものとする。

なお、記入欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。また、記入欄に不足が生ずるときは、2 枚以上の用紙により記載することができる。

1. 様式 4 の項目別記載方法

- (1) 申請自動車の製作者の氏名又は名称
申請自動車の製作者の氏名又は名称を記載する。
- (2) 住所
申請自動車の製作者の住所を記載する。
- (3) 申請自動車の車名・型式
申請自動車の車名・型式を記載する。
- (4) 原動機の型式
申請自動車の原動機の型式を記載する。
- (5) 排出ガスに係る構造・装置
ア 一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品
表 1 の構成部品欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等とその例により記載する。
なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表 1

構成部品	区 分
<u>触 媒</u>	1 種類 (酸化触媒、還元触媒、三元触媒等) の別 2 形式 (モノリス、ペレット等) の別 3 容量及び個数 (2L・2個 (1L+1L) 等) の別 4 主要成分 (白金、ロジウム、パラジウム等) の別 5 担持量 (白金 g、ロジウム g、パラジウム g 等) の別 6 取付け位置 (排気マニホールド内、床下等) の別
<u>EGR 装置</u>	装着の有無
<u>二次空気供給装置</u>	装着の有無
<u>O₂ センサー</u>	装着の有無
<u>その他の装置</u>	装置の名称

イ 原動機等の主な仕様

表2の仕様欄に掲げる装置等について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、区分欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表2

仕 様	区 分
原動機の仕様	1 燃料（ガソリン、LPG等）の別
	2 燃焼サイクル（2サイクル、4サイクル等）の別
	3 冷却方式（空冷、水冷等）の別
	4 シリンダブロック形状及びシリンダ数（直6、V6等）の別
	5 シリンダボアの間隔距離の別
	6 総排気量の別
	7 燃料供給方式（気化器、燃料噴射等）の別
	8 燃焼室形式（ペントルーフ等）の別
	9 弁機構（OHV、OHC等）の別
	10 過給機の有無
	11 給気冷却器の有無
その他の装置	装置の名称

(6) 走行の主な実施場所及び走行の実施期間

申請自動車に係る走行の実施場所の名称及び所在地、並びに走行の開始時期及び終了時期を年月まで記載する。

(7) 走行の実施結果等

ア 走行又は試験の別

実車による走行又は装置による台上試験の別を「路上走行」、「エンジンダイナモメータ試験」、「装置台上試験」等の例により記載する。

イ 走行又は試験の条件

試験条件又は試験モードの名称を「参考モード」、「〇〇社モード」等の例により記載する。

ウ 走行時間

走行時間を（h）単位で記載する。

なお、運転方法Bによる場合には、換算後の試験時間を（h）単位で併記する。

エ 劣化補正值

次のいずれかの方法により求めた劣化補正值（ A_v ）を記入欄に7モード法による算出値を記載する。記入値は細目告示で定める基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。

(7) 認定要領第3第2項に掲げる走行による場合

7モード法によりCO、HC及びNO_xの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値（ y_i ：単位はそれぞれ細目告示で定めるものとし、細目告示で定める基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。）及びそれぞれの測定時における走行時間（ x_i ：単位はhとする。）を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$\frac{\sum x_i^2 \sum y_i - \sum x_i \sum x_i y_i}{n \sum x_i y_i - \sum x_i \sum y_i}$$

$$a = \frac{\sum xi^2 - (\sum xi)^2}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2} \quad b = \frac{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2}$$

次に、100hにおける排出ガス値(v₀)及び認定要領第3第2項の走行時間(x_E)走行後(単位h)の排出ガス値(v_E)を次の式により求める。

$$v_0 = a + 100h \times b \quad v_E = a + x_E \times b$$

排出ガス値(v₀)及び(v_E)は、適用関係告示で定める基準値の2桁下の値を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。

次に劣化補正值(A_A)を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を0とする。

$$A_A = v_E - v_0$$

(i) 米国EPAの定める耐久走行による場合

Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40Chapter 1 Part1048に規定する方法により求めた認定要領第3第2項に定める走行時間数に相当する各成分ごとの劣化係数(DF)を用いて、次の式により求める。

$$A_A = v_0 \times (DF - 1) \quad (DF \text{が劣化係数の場合})$$

$$A_A = DF \quad (DF \text{が劣化補正值の場合})$$

(ii) 外挿法による場合

外挿法を適用する場合は、7モード法によりCO、HC及びNO_xの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値(y_i:単位はそれぞれ細目告示で定められたものを用いるものとし、細目告示で定められた基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。以下、本項における排出ガス値は外挿値も含め、すべて同様の方法で算出する。また、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。)及びそれぞれの測定時における走行時間(xi:単位はhとする。以下、本項における走行時間は外挿値も含め、すべて単位はhとする。)を用いて、yとxの関係を示す式y = a + b × xのaとbを次の式により求める。

$$a = \frac{\sum xi^2 \sum yi - \sum xi \sum xi yi}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2} \quad b = \frac{n \sum xi yi - \sum xi \sum yi}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2}$$

次に、100hにおける排出ガス値(v₀)及び認定要領第3第2項の走行時間数(x_E)走行後の排出ガス値(v_E)を次の式により求める。

$$v_0 = a + 100 \times b \quad v_E = a + x_E \times b$$

次に劣化補正值(A_A)を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を0とする。

$$A_A = v_E - v_0$$

(iii) その他の走行又は試験の方法による場合

(7)に掲げる方法に準じて劣化補正值(A_A)を求める。

オ 初期値

エ(7)の方法により劣化補正值を求める場合には100hにおける推定排出ガス値(v₀=B)、その他の方法による場合には実測(測定時の走行時間は100h以上とする。)による排出ガス値(B)を記載する。

記入値は、細目告示で定める基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。

カ 認定要領第3第2項に示された走行時間数における推定値

7モード法による推定値(C)を記載する。記入値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

推定値(C)は、初期値(B)及び劣化補正值(A_A)を用いて、次式により求める。

$$C = B + A_A$$

(8) 保安基準への適合性

認定要領第3第2項に定める総走行時間数走行時の推定値及び全ての実測値について、認定要領第3第3項に掲げる細目告示に規定する基準値以下の場合には、「適合」と記載する。

(9) 備考

走行又は試験中に重大と思われる故障が生じた場合には、故障箇所、故障内容等を記載する。

2. 様式4の記載方法の特例

施行規則第62条の3の規定による認定の申請及び認定要領第7の変更等の承認申請において、次の取扱いによることができる。

(1) 申請自動車の構造・装置（排出ガスに係るものに限る。以下「排出ガスに係る構造・装置」という。）であって表1及び表2に掲げるものが既に法第75条第1項による指定又は施行規則第62条の3の規定による認定を受けた型式の自動車若しくは既に法第75条の2第1項による装置型式指定を受けたもの並びに指定又は認定を申請している他の型式の自動車若しくは装置型式指定を申請しているもの（以下「既型式認定自動車等」という。）の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化の程度が同等又は明らかに少ないと認められる場合には、備考欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載を省略することができる。ただし、当該既型式認定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

(2) 申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が既型式認定自動車等の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に当該既型式認定自動車に係る「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その6）」に記載された劣化補正值を記載することができ、認定要領第3第2項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 v_0 ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の記載を省略することができる。ただし、当該既型式認定自動車について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。

(3) 試験自動車等の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（原動機の総排気量、触媒の容量、担持量を除く。）が当該申請自動車の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等差が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄にその相違内容を記載することにより、当該試験自動車等による走行又は運転により求めた劣化補正值を当該申請自動車に係る劣化補正值欄に記載することができ、認定要領第3第2項に定められた走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、 v_0 ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。

表3

項目	区 分
原動機	総排気量差が820cc以内又は15%以内
触 媒	容量差が-15%以内

担持量差が-15%以内

- (4) 附則7-11(記1関係)長距離走行(その6)実施要領の5.1で定める外挿法による場合、備考欄に「外挿法適用」と「実総走行時間」(外挿法適用時の走行時間)を、「走行時間」は認定要領第3第2項に掲げる総運転時間を記載する。
- (5) 申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの(原動機の総排気量、触媒の容量、担持量を除く。)が既にCord of Federal Regulations(米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter I Part 1048の認証を受けたエンジンと同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該認証の規制名、エンジンファミリー名等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に1.(7)エ(i)により求めたA₁を記載することができる。
- なお、認定要領第3第2項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値(この場合の初期値とは、y₀ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。)と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の実施結果等の記載を省略することができる。
- (6) 同一エンジンにおいて、使用する燃料にガソリンと液化石油ガスがある場合は、どちらか厳しい方で代表し実施できるものとする。

様式4 (記2関係)

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その6)

年 月 日
申請自動車の製作者
の氏名又は名称
住所

申請に係る自動車(以下「申請自動車」という。)について、次表のとおり、自動車型式認定実施要領別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」(以下「認定要領」という。)第3第2項の規定による国土交通大臣に提示する小型特殊自動車に係る走行の要件に掲げる走行及び小型特殊自動車の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行(台上試験装置を用いて行う試験を含む。)を行ったものであること及び当該走行を行った場合において認定要領第3第2項に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。

申請自動車の車名・型式		
原動機の型式		
排出ガスに係る構造・装置	一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品	
	原動機等の主な仕様	
走行の主な実施場所		
走行の実施期間		

走行の実施 結果等	走行又は試験の別				
	走行又は試験の条件				
	走行時間				
	排出ガスの成分		一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物
	劣化補 正值	劣化補正值(AA)ガソリン・ 液化石油ガス特殊自動車7 モード法による値	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)
	初期値	(B) ガソリン・液化石油ガ ス特殊自動車7モード法に よる値	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)
走行後 推定値	(C) 認定要領第3第2項に 掲げる総走行キロ数走行時の 推定値(ガソリン・液化石 油ガス特殊自動車7モード 法による値)	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	
道路運送車両の保安基準への適合性					
備 考					

(日本工業規格A列4番)

(注)「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第41条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置をいう。

附則7-13 (記1関係)

長距離走行(その7)実施要領

1 適用範囲

長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編4.2.に定める自動車のうち大型特殊自動車並びに認定要領第3第2項に定める小型特殊自動車であって、軽油を燃料とするものに係る長距離走行は、それぞれ同条及び同項の規定によるほか、この実施要領によるものとする。

2 試験自動車等

試験自動車又は試験エンジン(5の排出ガス測定を行うために必要な付属装置を備えていること。以下同じ。)は、自動車型式指定申請、装置型式指定申請又は型式認定申請(以下「型式指定申請等」という。)に係る自動車のエンジン及び排出ガス低減装置と同一の構造、装置及び性能を有するものとする。また、試験自動車又は試験エンジンの車台番号又はシリアル番号は、申請者の提出する書面等により、型式指定申請等に係る自動車又はそれに搭載されているエンジンと同一の構造、装置及び性能を有するものであることが確認できる場合を除き、型式指定申請等のものと同一であること。また、試験自動車又は試験エンジンは、走行又は運転開始前において、エンジン及び排出ガス低減装置が運行の用に供していないものであり、かつ、点検・整備要領に基づいて整備された状態

であること。

3 走行方法等

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において3. 1に定める方法により行う。試験自動車の走行は、走行路上において、3. 2に定める方法により行う。

3. 1 エンジンダイナモメータ上の運転方法

試験エンジンの運転は、エンジンダイナモメータ上において、5の排出ガス測定に係る運転を除き、表1の走行条件に適合する走行に対応するエンジンの運転状態を適宜組み合わせこれを繰り返すことにより行う。この場合における「平均負荷率」は、別紙（附則7-13関係）により求めること。

なお、この運転の例を参考モードとして別紙（附則7-13関係）に示す。

表1

走行条件		
回転速度条件		負荷率条件
回転速度	時間比率	平均負荷率 40%以上
定格回転速度の90%以上の回転速度	20%以上	
定格回転速度の60%以上の回転速度	70%以上	
その他の回転速度	任意	
その他：耐久運転モードは、1サイクル120分以内とすること		

3. 2 走行路上の走行方法

試験自動車の走行は、表1の走行条件に適合するように行うものとする。

この場合において、試験自動車の荷重状態については、自動車の種類に応じて表2に掲げる状態に設定する。ただし、必要に応じて重量を追加した状態とすることができる。

なお、走行路については任意とする。

表2

自動車の種類	荷重状態
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	空車状態の自動車に1人の人員が乗車した状態

(注) 1 空車状態とは、保安基準第1条第1項第3号の空車状態をいう。

2 人員1人の重量は、55kgとする。

3. 3 長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編4. 2. 並びに認定要領第3第2項に定める走行と同等な走行方法

3. 1及び3. 2において、Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part89 又は Part 1039並びに97/68/EC及びその改訂指令でStage III以降の規制 (EC指令) に規定する走行方法とすることが出来る。

4 走行又は運転期間中の処理

4. 1 走行又は運転期間中の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備については、初回及びそれ以降、型式指定自動車にあっては型式指定規則第3条第2項第7号の点検整備方式、その他の自動車にあっては自動車又は原動機製作者の定める点検整備方式に準拠して実施

することができる。この場合において、点検・整備項目は、自動車又は原動機製作者の定めるところによるものとする。ただし、やむを得ずこれ以外の整備を臨時に実施する必要がある場合には、整備を実施したうえその内容を記録するものとする。

4. 2 走行又は運転期間中は、原動機、一酸化炭素等発散防止装置等排出ガス性能に係る部品については、定期交換部品以外の部品の交換を行ってはならない。ただし、やむを得ず交換を行った場合には、当該交換部品を提示できるよう型式指定申請等の期間中保管しておくこと。

5 排出ガス測定

5. 1 ディーゼル特殊自動車8モード測定方法（以下「8モード法」という。）による排出ガスの測定は、運転開始後の走行時間数が125h以下の時点及び長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編4. 2. 及び認定要領第3第2項に定める走行時間数以上の時点での走行後の測定を行うまで、走行又は運転期間中において、規定走行時間数を概ね等間隔に分割した走行時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。なお、「等間隔に分割した」とは3分割以上とし、排出ガス測定は分割された運転時間数の±10%の時間の範囲で行うこととする。

ただし、外挿法により長距離走行を行う場合には、表3の第1欄に示す各定格出力区分ごとに運転開始後の走行時間数が125h以下の時点及び表3の第3欄に定める外挿法適用時の走行時間以上の時点での走行後の測定を行うまで、その走行時間数を概ね等間隔に分割した走行時間数に達する時期ごとに測定を行うものとする。

また、一酸化炭素等発散防止装置（後処理装置に限る。以下この項において同じ。）が定期交換部品である場合には、最終回の排出ガス測定後に当該一酸化炭素等発散防止装置を交換し、交換後の排出ガス測定を行うものとする。ただし、この場合、交換後とは交換直後から100h走行した時点とする。

なお、排出ガス測定時期に、4. 1に定める点検・整備を行う場合は点検・整備の前に排出ガス測定を行い、排出ガス性能に影響を及ぼすおそれのある点検・整備を行った場合には、点検・整備後にも排出ガス測定を行うものとする。

表3

定格出力区分	走行時間	外挿法適用時の走行時間
19kW以上37kW未満	5,000h	1,670h
37kW以上560kW未満	8,000h	2,670h

5. 2 排出ガス測定は、試験方法に準拠して行うものとする。

なお、外挿法により長距離走行又は運転を行う場合には、各時期に複数回数の排出ガス測定を行わなければならない。

6 走行又は運転結果等

6. 1 3. 1、3. 2の走行又は運転の記録及び結果は、付表1及び2の様式に記入する。

6. 2 3. 1、3. 2の試験自動車又は試験エンジンの点検・整備等の状況は、付表3の様式に記入する。

付表1

長距離走行（その7）の結果（1）

◎試験自動車

車名・型式（類別）	原動機型式	定格出力	kW/min ⁻¹
車台番号又は	サイクル	気筒	総排気量 L

シリアル番号

乗車定員 人 変速機

車両総重量 kg 減速比

車両重量 kg

排出ガス減少装置

定期交換部品(後処理装置) 定期交換時期

◎走行実施状況

走行場所

走行方法 (走行路

エンジンダイナモメータ

走行モード [参考モード (運転方法A・運転方法B)、その他のモード ()]

外挿法 [適用・適用せず]

走行期間 年 月 日 ~ 年 月 日

総走行時間数 h (外挿法適用時の実走行時間 h)

条件別走行時間数

走行条件		時間
回転速度条件	負荷率条件	
回転速度	時間比率	
定格回転速度の90%以上の回転速度	(%)	平均負荷率(%)
h		
定格回転速度の60%以上の回転速度	(%)	
h		
その他の回転速度	(%)	h
計		h

◎排出ガス測定

測定場所

使用燃料

排出ガス分析計

CVS装置

希釈トンネル

精密天秤

エンジンダイナモメータ

- (注) 1. 「走行方法」については、[] 内のいずれか該当するものに○印を付す。
 2. 「走行モード」については、[] 内のいずれか該当する方に○印を付す。なお、「その他のモード」に○印を付した場合には、その内容を() 内に記入する。
 3. 「外挿法」については、[] 内のいずれか該当する方に○印を付す。
 4. 「総走行時間」については、相当する走行時間を換算した値を記入する。
 5. 「車台番号又はシリアル番号」については、当該自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場

合には、識別記号及び識別番号を記載する。
 また、試験エンジンの運転の場合においては、当該原動機のシリアル番号を記載する。

付表2

長距離走行（その7）の結果（2）

車名・型式（類別）

車台番号又はシリアル番号

原動機の型式

年 / 月 / 日	作 業	作業開始時の 走行時間数	排出ガス測定結果				備 考
			ディーゼル特殊自動車8モード (g/kWh)				
			CO	HC	NO _x	PM	

- (注) 1. 「作業欄」には、長距離走行、排出ガス測定、点検・整備及びその他の別をそれぞれ「A」、「B」、「C」及び「D」により記入する。なお、その他の作業については「備考欄」に作業の具体的内容を記入する。
2. 「作業開始時の走行時間数」については、相当する走行時間を換算した値を記入する。
3. 耐久走行後の推定値算出時の走行時間数は、長距離耐久告示第1条、指定基準第Ⅱ編4. 2. 又は認定要領第3第2項に規定する走行時間とする。
4. 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合は、識別記号及び識別番号を記載する。
 また、試験エンジンの場合においては、当該原動機のシリアル番号を記載する。

付表3

長距離走行(その7)点検整備等記録

車名・型式(類別) _____ 車台番号又はシリアル番号 _____
 原動機の型式 _____

年/月/日	走行時間数(h)	点検・整備等の種類	点検・整備箇所	点検・整備内容、処置

- (注) 1. 「点検・整備等の種類」欄には、定期点検整備又は臨時整備の別を記入する。
 2. 「点検・整備内容、処置」欄には、実施した調整及び部品等の交換の内容を具体的に記入する。
 3. 警報装置が作動した場合には、警報装置が作動した旨を「点検・整備等の種類」欄に記入するとともに、作動時の月日及び走行時間をそれぞれ該当する欄に記入する。
 また、原因、処置については、「点検・整備内容、処置」欄に記入する。
 4. 「走行時間」については、相当する走行時間を換算した値を記入する。
 5. 「車台番号又はシリアル番号」の記載については、試験自動車の車台番号又はシリアル番号を記載する。ただし、当該試験自動車に直接打刻された識別記号及び識別番号を有する場合には、識別記号及び識別番号を記載する。
 また、試験エンジンの場合においては、当該原動機のシリアル番号を記載する。

別紙(附則7-13 関係)

エンジンダイナモメータ上の運転方法 (参考モード)

エンジンダイナモメータ上で長距離走行を行う場合には、次のいずれかの方法により行うこと。

1 運転方法A

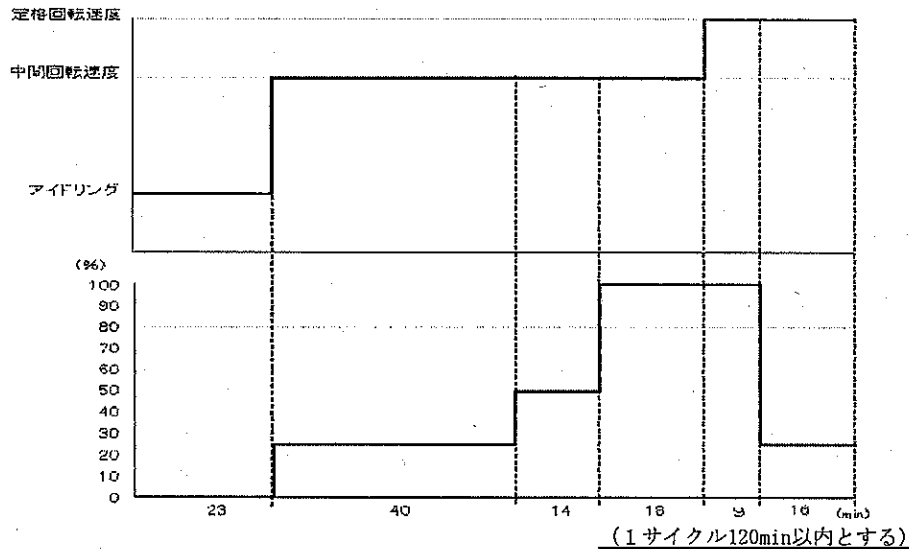
表Aに掲げるエンジンの運転パターンを、表Bの中欄に定める定格出力区分ごとの走行時間以上に到達するまで繰り返し運転する。なお、外挿法を適用して運転する場合には、表Aに掲げるエンジンの運転パターンを、走行時間が表Bの右欄に定める外挿法適用時の走行時間以上に到達するまで繰り返し運転する。

表A

運転モード	運転状態		運転時間 (min)	累積時間 (min)
	エンジン回転速度	エンジン負荷率 (%)		
<u>1</u>	<u>アイドリング</u>	<u>0</u>	<u>23</u>	<u>23</u>
<u>2</u>	<u>中間回転速度*</u>	<u>25</u>	<u>40</u>	<u>63</u>
<u>3</u>	<u>中間回転速度*</u>	<u>50</u>	<u>14</u>	<u>77</u>
<u>4</u>	<u>中間回転速度*</u>	<u>100</u>	<u>18</u>	<u>95</u>
<u>5</u>	<u>定格回転速度*</u>	<u>100</u>	<u>9</u>	<u>104</u>
<u>6</u>	<u>定格回転速度*</u>	<u>25</u>	<u>16</u>	<u>120</u>

(注) ※中間回転速度及び定格回転速度とは、細目告示別添43ディーゼル特殊自動車8モード排出ガスの測定方法に規定するものをいう。

参考図A



表B

定格出力区分	走行時間	外挿法適用時の走行時間
19kW以上37kW未満	5,000h	1,670h
37kW以上560kW未満	8,000h	2,670h

2. 運転方法B

表Aに掲げるエンジンの運転パターンよりも高い平均負荷率の運転パターンを繰り返し運転する。この時の運転時間は、表Aに掲げるエンジンの運転パターンを表Bの中欄に定める定格出力区分ごとの運転時間運転した場合の総仕事量（以下「W_x」という。）と同等以上となる総仕事量に到達するまでとする。W_x到達時点の運転時間を表Bの中欄に定める定格出力区分ごとの運転時間とみなすことができる。外挿法適用時の運転時間は、表Aに掲げるエンジンの運転パターンを表Bの右欄に定める定格出力区分ごとの外挿法適用時の運転時間運転した場合の総仕事量（以下「W_y」という。）と同等以上となる総仕事量に到達するまでとする。W_y到達時点の運転時間を表Bの右欄に定める定格出力区分ごとの外挿法適用時の運転時間とみなすことができる。

運転時間をみなす場合、途中の運転時間も同様の比率で換算し、これを運転時間とみなす。
 なお、運転パターンは、任意とするが、運転状態が負荷率100%でない領域を含むものとする。

運転パターンの平均負荷率は次の式により求める。

$$E = \sum (E_n(i) \times WF(i))$$

運転パターンを運転した場合の仕事量は次の式により求める。

$$W = \sum (L_{MAX}(i) \times E_n(i) \times t \times WF(i) \times \frac{1}{100})$$

ただし、

$$WF(i) = \frac{t_m(i)}{\sum t_m(i)}$$

E : 平均負荷率 (%)

W : 一定時間 (t 時間) 運転した場合の仕事量 (kWh)

L_{MAX}(i) : 各運転モードにおけるエンジン回転速度に対応する最大出力 (kW)

E_n(i) : 各運転モードにおけるエンジン負荷率 (%)

WF(i) : 各運転モードにおける運転時間の全モード合計時間に対する比率

t_m(i) : 各運転モードの時間 (min)

t : 1 運転パターンの運転時間 (h)

運転方法 B の運転時間の換算は次式により求めること。なお、この換算後の運転時間を運転時間とすることができる。

$$t_A = \frac{\sum (L_{MAX}(i) \times E_n(i) \times WF(i)) \times \frac{1}{100}}{\left[\frac{35}{120} \times L_i + \frac{13}{120} \times L_R \right]} \times t_B$$

L_i : 中間回転速度に対応する最大出力 (kW)

L_R : 定格回転速度に対応する最大出力 (kW)

t_A : 換算後の運転時間 (h)

t_B : 運転方法 B での運転時間 (h)

附則 7-14 (記 2 関係)

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証 (その 7) の記載要領

申請に係る自動車 (以下「申請自動車」という。) の走行又は試験実施済証等 (申請自動車の走行実施済証及び基準適合証 (その 7) をいう。以下同じ。) については、以下に示す要領により記載するものとする。

なお、記入欄の大きさは、順序及び配列を変えない範囲で伸縮することができる。また、記入欄に不足が生ずる時は、2 枚以上の用紙により記載することができる。

1. 様式 5 の項目別記載方法

- (1) 申請自動車の製作者の氏名又は名称
申請自動車の製作者の氏名又は名称を記載する。
- (2) 住所
申請自動車の製作者の住所を記載する。
- (3) 申請自動車の車名・型式
申請自動車の車名・型式を記載する。
- (4) 原動機の型式
申請自動車の原動機の型式を記載する。
- (5) 排出ガスに係る構造・装置
ア 一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品

表1の構成部品欄に掲げる一酸化炭素等発散防止装置の構成部品について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、構成部品欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表1

構成部品	区 分
触 媒	<ol style="list-style-type: none"> 1 種類（酸化触媒、還元触媒、三元触媒等）の別 2 形式（モノリス、ペレット等）の別 3 容量及び個数（2L・2個（1L+1L）等）の別 4 主要成分（白金、ロジウム、パラジウム等）の別 5 担持量（白金g、ロジウムg、パラジウムg等）の別 6 取付け位置（排気マニホールド内、床下、DPF一体型等）の別
DPF	<ol style="list-style-type: none"> 1 種類（連続再生式、交互再生式等）の別 2 容量及び個数（2L・2個（1L+1L）等）の別 3 取付位置（排気マニホールド直下、床下等）の別
EGR装置	装着の有無
二次空気供給装置	装着の有無
O ₂ センサー	装着の有無
その他の装置	装置の名称

イ 原動機等の主な仕様

表2の仕様欄に掲げる装置等について、同表の区分欄に掲げる項目等をその例により記載する。

なお、区分欄に掲げる装置が装着されていない場合には、その旨の記載を省略することができる。

表2

仕 様	区 分
原動機の仕様	<ol style="list-style-type: none"> 1 燃料の種類 2 燃焼サイクル（2サイクル、4サイクル等）の別 3 冷却方式（空冷、水冷等）の別 4 シリンダブロック形状及びシリンダ数（直6、V6等）の別 （シリンダ数は触媒、DPF装置等の後処理装置付に限る。） 5 シリンダボアの中心間距離の別 6 総排気量の別 7 燃料供給方式（噴射ポンプの型式等）の別 8 燃焼室形式（副室式、直接噴射式等）の別 9 弁機構（OHV、OHC等）の別 10 過給機の有無 11 給気冷却器の有無

その他の装置	装置の名称
--------	-------

(6) 走行の主な実施場所及び走行の実施期間

申請自動車に係る走行の実施場所の名称及び所在地、並びに走行の開始時期及び終了時期を年月まで記載する。

(7) 走行の実施結果等

ア 走行又は試験の別

実車による走行又は装置による台上試験の別を「路上走行」、「エンジンダイナモメータ試験」、「装置台上試験」等の例により記載する。

イ 走行又は試験の条件

試験条件又は試験モードの名称を「参考モード」、「〇〇社モード」等の例により記載する。

ウ 走行時間

走行時間を (h) 単位で記載する。

なお、別紙(附則7-13関係)2. 運転方法Bによる場合には、走行又は試験の条件欄に記載した試験時間を同項で定める換算後の試験時間を (h) 単位で記載する。

エ 劣化補正值

次のいずれかの方法により求めた劣化補正值 (A_A) を記入欄に記載する。記入値は細目告示で定められた基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。

(7) 認定要領第3第2項に掲げる走行による場合

8モード法により、CO、HC、NO_x及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値 (v_i:単位はそれぞれ細目告示で定める基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。) 及びそれぞれの測定時における走行時間 (x_i:単位はhとする。以下同じ。) を用いて、yとxの関係を示す式 y = a + b × x の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum xi^2 \sum vi - \sum xi \sum xivi}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2} \quad b = \frac{n \sum xivi - \sum xi \sum yi}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2}$$

次に、100hにおける排出ガス値 (v₀) 及び認定要領第3第2項の走行時間 (x_E) 走行後の排出ガス値 (v_E) を次の式により求める。

$$v_0 = a + 100 \times b \quad v_E = a + x_E \times b$$

次に劣化補正值 (A_A) を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を0とする。

$$A_A = v_E - v_0$$

(イ) 米国EPA又はEECの定める耐久走行による場合

Code of Federal Regulations (米国連邦法規総覧) Title 40 Chapter 1 Part89, Part 1039 又は 97/68/EC 及びその改訂指令でStageIII以降 (EC指令)に規定する方法により求めた認定要領第3第2項に定める走行時間数に相当する各成分ごとの劣化係数又は劣化補正係数 (DF) を用いて、次の式により求める。

$$A_A = v_0 \times (DF-1) \quad (DFが劣化係数の場合)$$

$$A_A = DF \quad (DFが劣化補正値の場合)$$

(ロ) 外挿法による場合

外挿法を適用する場合は、8モード法により、CO、HC、NO_x及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。まず、排出ガス値 (v_i:単位はそれぞれ細目告

示で定められたものを用いるものとし、細目告示で定められた基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。以下、本項における排出ガス値は外挿値も含め、すべて同様の方法で算出する。また、整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。及びそれぞれの測定時における走行時間（ x_i ：単位はhとする。以下、本項における走行時間は外挿値も含め、すべて単位はhとする。）を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum xi^2 \sum vi - \sum xi \sum xivi}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2} \quad b = \frac{n \sum xivi - \sum xi \sum vi}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2}$$

次に、100hにおける排出ガス値（ y_0 ）及び認定要領第3第2項の走行時間（ x_E ）走行後の排出ガス値（ y_E ）を次の式により求める。

$$y_0 = a + 100 \times b \quad y_E = a + x_E \times b$$

次に、劣化補正值（ A_A ）を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を0とする。

$$A_A = y_E - y_0$$

なお、一酸化炭素等発散防止装置の構成部品（後処理装置に限る。）を定期交換部品とした場合についても同様に8モード法により、CO、HC、NO_x及びPMの各排出ガス成分ごとに劣化補正值を算出する。

まず、外挿法適用時の走行時間までの排出ガス値（ y_i ：整備の前後に測定を実施した場合には、整備後の値を用いる。ただし、後処理装置の交換後の測定値は用いない。）及びそれぞれの測定時における走行時間（ x_i ）を用いて、 y と x の関係を示す式 $y = a + b \times x$ の a と b を次の式により求める。

$$a = \frac{\sum xi^2 \sum yi - \sum xi \sum xiyi}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2} \quad b = \frac{n \sum xiyi - \sum xi \sum yi}{n \sum xi^2 - (\sum xi)^2}$$

次に、初回の定期交換時間（ x_{R1} ）における交換直前の排出ガス外挿値（ y_{R1} ）を次の式により求める。

$$y_{R1} = a + x_{R1} \times b$$

次に、 y と x の関係式 $y = a + b \times x$ より、 $x = 0$ で $y = a$ の関係を用いて、これと、外挿法適用時の走行時間を $x_{1/2}$ として、走行時間（ $x_{1/2} + 100$ ）における後処理装置の交換後の測定値（ $y_{1/2}$ ）を用いて、初回の定期交換時間（ x_{R1} ）における交換直後の排出ガス外挿値（ y_{01} ）及び認定要領第3第2項の走行時間（ x_E ）における排出ガス外挿値（ y_{0E} ）を次の式により求める。ただし、 $y_{1/2} < a$ の場合には、 $y_{1/2} = a$ とする。

$$y_{01} = a + ((y_{1/2} - a) / (x_{1/2} + 100)) \times x_{R1}$$

$$y_{0E} = a + ((y_{1/2} - a) / (x_{1/2} + 100)) \times x_E$$

次に、100hにおける排出ガス値（ y_0 ）を次の式により求める。

$$y_0 = a + 100 \times b$$

次に、劣化補正值（ A_A ）を次式により求める。ただし、算出した劣化補正值が負となった場合には、劣化補正值を0とする。

$$A_A = (y_{R1} - y_{01}) + y_{0E} - y_0$$

(イ) その他の走行又は試験の方法による場合

(7)に掲げる方法に準じて劣化補正值（ A_A ）を求める。

オ 初期値

エ(7)及び(イ)の方法により劣化補正值を求める場合には100hにおける推定排出ガス値（ $y_0 = B$ ）、その他の方法による場合には実測（測定時の走行時間は100h以上とする。）による排出ガス値（B）を記載する。

記入値は、細目告示で定める基準値の2桁下の位を四捨五入して基準値の1桁下の位まで算出した値とする。

カ 認定要領第3第2項に示された走行時間数における推定値

8モード法による推定値(C)を記載する。記入値は、細目告示で定める基準値の桁数までとし、その直近下位の数値を四捨五入する。

推定値(C)は、初期値(B)及び劣化補正值(A_Δ)を用いて、次式により求める。

$$C = B + A_{\Delta}$$

(8) 保安基準への適合性

認定要領第3第2項に掲げる走行時間走行時の推定値及び全ての実測値について、認定要領第3第3項に掲げる細目告示に規定する基準値以下の場合には、「適合」と記載する。

(9) 備考

走行又は試験中に重大と思われる故障が生じた場合には、故障箇所、故障内容等を記載する。

2. 様式5の記載方法の特例

施行規則第62条の3の規定による認定の申請及び認定要領第7の変更等の承認申請において、次の取扱いによることができる。

- (1) 申請自動車^等の構造・装置(排出ガスに係るものに限る。以下「排出ガスに係る構造・装置」という。)であって表1及び表2に掲げるものが既に法第75条第1項による指定又は施行規則第62条の3の規定による認定を受けた型式の自動車若しくは既に法第75条の2第1項による装置型式指定を受けたもの並びに指定又は認定を申請している他の型式の自動車若しくは装置型式指定を申請しているもの(以下「既型式認定自動車等」という。)の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化の程度が同等又は明らかに少ないと認められる場合には、備考欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載を省略することができる(ただし、当該既型式認定自動車等について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。)
- (2) 申請自動車^等の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの(原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。)が既型式認定自動車等の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に当該既型式認定自動車に係る「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証(その7)」に記載された劣化補正值を記載することができ、認定要領第3第2項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値(この場合の初期値とは、 v_0 ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。)と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の記載を省略することができる。ただし、当該既型式認定自動車について、走行の主な実施場所、走行の実施期間及び走行の実施結果等の記載が省略されている場合を除く。
- (3) 試験自動車等の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの(原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。)が当該申請自動車の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等差が同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄にその相違内容を記載することにより、当該試験自動車等による走行又は運転により求めた劣化補正值を当該申請自動車に係る劣化補正值欄に記載することができ、認定要領第3第2項に定められた走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値(この場合の初期値とは、 v_0 ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。)と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。
- (4) 附則7-13(記1関係)長距離走行(その7)実施要領の5.1で定める外挿法による場合は、備考欄に「外挿法適用」と「実総走行時間」(外挿法適用時の走行時間)を、「走

行時間」は認定要領第3第2項に掲げる総運転時間を記載する。

- (5) 申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が既にCode of Federal Regulations（米連邦法規総覧）Title 40 Chapter 1 Part89、Part1039又は97/68/EC及びその改訂指令でStage III以降の規制（EC指令）の認証を受けたエンジンと同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等と同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該認証の規制名、エンジンファミリー名等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に1.（7）エ（イ）により求めたA₀を記載することができる。

なお、認定要領第3第2項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、v₀ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の記載を省略することができる。

- (6) 定格出力区分が19kW以上37kW未満である原動機を備えた申請自動車の排出ガスに係る構造・装置であって表1及び表2に掲げるもの（原動機の総排気量並びに触媒の容量及び担持量を除く。）が定格出力区分が37kW以上560kW未満である原動機を備えた既型式認定自動車の排出ガスに係る構造・装置と同一のものであって表3の項目欄に掲げる装置の仕様等と同表の区分欄に掲げる範囲内にある場合には、備考欄に当該既型式認定自動車等の車名、型式、決裁番号及び決裁年月日等を記載することにより、当該申請自動車に係る劣化補正值欄に当該既型式認定自動車等に係る「申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その7）」に記載された劣化補正值を5000/8000倍することにより記載することができ、認定要領第3第2項に示された走行時間走行時の推定値欄に当該申請自動車の初期値（この場合の初期値とは、v₀ではなく、100h以上走行した車両の測定値とする。）と当該劣化補正值により算出した値を記載することができる。この場合、当該申請自動車に係る走行の主な実施場所、走行の実施期間、走行又は試験の別、走行又は試験の条件及び走行時間の記載を省略することができる。

表3

項目	区 分
原動機	排気量差が820cc以内又は15%以内
触 媒	容量差が-15%以内
	担持量差が-15%以内

様式5（記2関係）

申請自動車の走行実施済証及び基準適合証（その7）

年 月 日
 申請自動車の製作者
 の氏名又は名称
 住所

申請に係る自動車（以下「申請自動車」という。）について、次表のとおり、自動車型式認定実施要領別添3「検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領」（以下「認定

要領」という。) 第3第2項の規定による国土交通大臣に提示する小型特殊自動車に係る走行の要件に掲げる走行及び小型特殊自動車の一酸化炭素等発散防止装置に生じる機能の劣化と同等以上の劣化を申請自動車の当該装置に生じさせる走行(台上試験装置を用いて行う試験を含む。)を行ったものであること及び当該走行を行った場合において認定要領第3第2項に掲げる基準に適合しているものであることを証明する。

申請自動車の車名・型式						
原動機の型式						
排出ガスに係る構造・装置	一酸化炭素等発散防止装置の主な構成部品					
	原動機等の主な仕様					
走行の主な実施場所						
走行の実施期間						
走行の実施結果等	走行又は試験の別					
	走行又は試験の条件					
	走行時間					
	排出ガスの成分	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質	
	劣化補正值	劣化補正值(A)ディーゼル特殊自動車8モード法による値	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)
	初期値	(B)ディーゼル特殊自動車8モード法による値	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)
	走行後推定値	(C)認定要領第3第2項に掲げる総走行時間走行時の推定値(ディーゼル特殊自動車8モード法による値)	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)	(g/kWh)
道路運送車両の保安基準への適合性						
備考						

(日本工業規格A列4番)

(注)「一酸化炭素等発散防止装置」とは、法第41条の発散防止装置のうち排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素及び窒素酸化物を減少させる装置をいう。

附則 7 の 2 長距離走行車排出ガス値取扱要領

1. 適用範囲

法第75条第1項の型式指定自動車、法第75条の2第1項の規定による装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車及び施行規則第62条の3第1項の規定による型式認定を受けた検査対象外軽自動車等に適用する。

ただし、細目告示第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第13号、第15号及び第17号並びに第243条第1項第1号並びに適用関係告示第28条第70項、第71項、第72項及び第73項の規定の適用を受ける自動車に限る。

2. 排出ガスの値の管理

法第75条第4項の完成検査又は施行規則62条の3第5項の検査若しくは第63条の検査の際、長距離耐久告示第1条、装置指定実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付け自技第215号・自審第1253号・自環第222号）別添20一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準（以下「指定基準」という。）第1編4.2.及び第II編4.2.又はこの通達の別添3検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領（以下「認定要領」という。）第3第2項に定める走行キロ数（特殊自動車にあっては走行時間数）走行後における排出ガス推定値の平均が、長距離耐久告示第3条第2号、指定基準7.又は認定要領第3第3項に掲げる細目告示又は適用関係告示に規定する基準値以下であること。

なお、排出ガス量の推定値は、細目告示又は適用関係告示に定める基準値の2桁下の位を切り捨てた測定値に、この通達の附則7長距離走行実施要領等（以下「長距離走行実施要領」という。）に基づく劣化補正値を考慮し算出するものとする。

3. 新型自動車の審査、指定基準の試験及び検査対象外軽自動車等の審査における排出ガス値の取扱い

新型自動車の審査、指定基準の試験及び検査対象外軽自動車等の審査においては、次式により求めた排出ガス値（ y_e ）が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号、第13号、第15号及び第17号並びに第243条第1項第1号並びに適用関係告示第28条第70項、第71項、第72項及び第73項に掲げる値を超えないこと。

$$y_e = y_0 + A_A$$

y_e ：長距離耐久告示第1条又は指定基準4.2.に定める走行キロ数走行後の排出ガス値（細目告示又は適用関係告示で定める基準値の1桁下の位を四捨五入した値とする。

ただし、自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規定（平成11年運輸省告示第600号）に基づく申請を行うものにおいては、低排出ガス認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）で定める基準値と細目告示又は適用関係告示の桁数が相違する場合には、低排出ガス認定実施要領で定める基準値の桁数の値とする。）

y_0 ：試験自動車及び試験エンジンにあっては、3,000km（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）並びに認定要領第3第2項に定める二輪の軽自動車及び原動機付自転車にあっては1,000km、特殊自動車にあっては100時間）以上の慣らし運転を行ったもので新型自動車の試験方法について（昭和46年10月20日付け自車第669号）及び指定基準6.に基づいて測定した排出ガス値

A_A ：長距離実施要領の規定に基づく当該車両の劣化補正値

附則 9 輸入自動車の社内試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法 (略)

附則 10 自動車型式指定実施要領に係る公的試験機関の指定 (略)

附則 11 外国の自動車試験機関による試験結果の活用 (略)

附則 7 の 2 長距離走行車排出ガス値取扱要領

1. 適用範囲

法第75条第1項の型式指定自動車、法第75条の2第1項の規定による装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた自動車、施行規則第62条の3第1項の検査対象外軽自動車及び原動機付自転車に適用する。

ただし、細目告示第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号及び第15号並びに第243条第1項第1号並びに適用関係告示第28条第70項、第71項、第72項及び第73項の規定を受ける自動車に限る。

2. 排出ガスの値の管理

法第75条第4項の完成検査又は施行規則62条の3第5項の検査若しくは第63条の検査の際、長距離耐久告示第1条、装置指定実施要領について（依命通達）（平成10年11月12日付け自技第215号・自審第1253号・自環第222号）別添20一酸化炭素等発散防止装置の装置型式指定基準（以下「指定基準」という。）4.2.又はこの通達の別添3検査対象外軽自動車等及び原動機付自転車用原動機の型式認定要領（以下「認定要領」という。）第3第2項に定める走行キロ数走行後における排出ガス推定値の平均が、長距離耐久告示第3条第2号、指定基準7.又は認定要領第3第3項に掲げる細目告示又は適用関係告示に規定する基準値以下であること。

なお、排出ガス量の推定値は、細目告示又は適用関係告示に定める基準値の2桁下の位を切り捨てた測定値に、この通達の附則7長距離走行実施要領等（以下「長距離走行実施要領」という。）に基づく劣化補正値を考慮し算出するものとする。

3. 新型自動車の審査、指定基準の試験及び検査対象外軽自動車等の審査における排出ガス値の取扱い

新型自動車の審査、指定基準の試験及び検査対象外軽自動車等の審査においては、次式により求めた排出ガス値（ y_e ）が道路運送車両の保安基準の細目を定める告示第41条第1項第1号、第3号、第5号、第7号及び第15号並びに第243条第1項第1号並びに適用関係告示第28条第70項、第71項、第72項及び第73項に掲げる値を超えないこと。

$$y_e = y_0 + A_A$$

y_e ：長距離耐久告示第1条又は指定基準4.2.に定める走行キロ数走行後の排出ガス値（細目告示又は適用関係告示で定める基準値の1桁下の位を4捨5入した値とする。

ただし、自動車の排出ガス低減性能の評価等に関する規定（平成11年運輸省告示第600号）に基づく申請を行うものにおいては、低排出ガス認定実施要領（平成12年運輸省告示第103号）で定める基準値と細目告示又は適用関係告示の桁数が相違する場合には、低排出ガス認定実施要領で定める基準値の桁数の値とする。）

y_0 ：試験自動車及び試験エンジンにあっては、3,000km（二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び認定要領第3第2項に定める検査対象外軽自動車等にあっては1,000km）以上の慣らし運転を行ったもので新型自動車の試験方法について（昭和46年10月20日付け自車第669号）及び指定基準6.に基づいて測定した排出ガス値

A_A ：長距離実施要領の規定に基づく当該車両の劣化補正値

附則 9 輸入自動車の社内試験成績書を提出する場合に認められる外国の試験方法 (略)

附則 10 自動車型式指定実施要領に係る公的試験機関の指定 (略)

附則 11 外国の自動車試験機関による試験結果の活用 (略)

- 附則12 資料の提出部数 (略)
- 附則13 自動車の諸元等の自動車登録ファイル等への記録方法 (略)
- 附則14 型式指定を受けた車両の完成検査の運用 (略)
- 附則15 騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領 (略)
- 附則16 検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領

第1
} (略)
第4

別記様式 (略)

別表第1

整理番号	添付書面の名称	提出の要否			
		検査対象外軽自動車に係る場合	原動機付自転車に係る場合	小型特殊自動車に係る場合	
				農耕作業用自動車等に係るとき	その他の自動車に係るとき
1 } (略)					
13					
14	長距離走行の結果及び記録			○	
15	(略)				
16	(略)				
17	(略)				
18	点検整備方式	○	○	○	○
19	(略)				
20	(略)				
21	(略)				

備考1
} (略)
6

- 7 14の書面については、12の書面と重複する場合には、提出を省略して差し支えない。
- 8 19及び20の書面については、構造・装置の概要説明書に型式認定番号標の取付位置等を記載した場合には、提出を省略して差し支えない。
- 9 20の書面については、電動機にあっては「原動機総排気量表示図」を「電動機定格出力

- 附則12 資料の提出部数 (略)
- 附則13 自動車の諸元等の自動車登録ファイル等への記録方法 (略)
- 附則14 型式指定を受けた車両の完成検査の運用 (略)
- 附則15 騒音防止装置及び一酸化炭素等発散防止装置に係る自動車の取扱要領 (略)
- 附則16 検査対象外軽自動車型式認定申請書等提出要領 (略)

第1
} (略)
第4

別記様式 (略)

別表第1

整理番号	添付書面の名称	提出の要否			
		検査対象外軽自動車に係る場合	原動機付自転車に係る場合	小型特殊自動車に係る場合	
				農耕作業用自動車等に係るとき	その他の自動車に係るとき
1 } (略)					
13					
14	(略)				
15	(略)				
16	(略)				
17	点検整備方式	○	○		
18	(略)				
19	(略)				
20	(略)				

備考1
} (略)
6

- 7 18及び19の書面については、構造・装置の概要説明書に型式認定番号標の取付位置等を記載した場合には、提出を省略して差し支えない。
- 8 19の書面については、電動機にあっては「原動機総排気量表示図」を「電動機定格出力

表示図」と読み替える。

表示図」と読み替える。

別表第2 (申請書等の添付書面・地方運輸局用) (第2関係)

別表第2 (申請書等の添付書面・地方運輸局用) (第2関係)

整理番号	添付書面の名称	提出の要否				
		検査対象外軽自動車に係る場合		原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車に係る場合 (農耕作業用自動車等を除く。)
		二輪の自動車に係るとき	その他の自動車に係るとき	二輪の自転車に係るとき	その他の自転車に係るとき	
1 } 16 17	(略) 社内試験成績書 (1) } (略) (18) (19) 排出ガス試験 (7) (略) (イ) <u>ガソリン・LPG特殊自動車アイドリング及び7モード排出ガス試験</u> (ウ) (略) (20) (略) (21) 長距離走行の結果及び記録 (22) } (略) (24)					○
18 } 20 21	(略) 点検整備方式	○	○	○	○	○
22 } 24	(略)					

備考1
} (略)
23

	添付書面の名称	提出の要否				
		検査対象外軽自動車に係る場合		原動機付自転車に係る場合		小型特殊自動車に係る場合 (農耕作業用自動車等を除く。)
		二輪の自動車に係るとき	その他の自動車に係るとき	二輪の自転車に係るとき	その他の自転車に係るとき	
	(略) 社内試験成績書 (1) } (略) (18) (19) 排出ガス試験 (7) (略) (イ) (略) (20) (略) (21) 長距離走行の結果及び記録 (22) } (略) (24)					
18 } 20 21	(略) 点検整備方式	○	○	○	○	○
22 } 24	(略)					

備考1
} (略)
23

24 17(21)の書面については、型式認定申請又は型式認定変更承認申請に係る場合に限る。また、自動車型式認証実施要領別添3第3第3項の規定による書面をもってこれに代えることができる。

25
} (略)
26

別表第3 (略)

附則17 検査対象外軽自動車等審査実施要領

(略)

別表第1 (略)

備考1
} (略)

14

15 16の試験については、二輪の軽自動車、原動機付自転車及び定格出力19kW以上560kW以下の小型特殊自動車の場合に限る。

なお、小型特殊自動車に、装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を搭載する場合は省略することができる。

16 (略)

別表第2 (略)

別記様式 (略)

附則18 第一種原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置 (略)

附則19 第一種原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領 (略)

附則20 原動機付三・四輪自転車の型式認定申請等に係る現車提示 (略)

附則
(適用時期)

1. 本改正規定は、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1400号）」の施行の日から施行する。

(経過措置)

2. 「道路運送車両の保安基準第2章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成17年国土交通省告示第1401号）」による改正後の適用関係告示第28条第1項の表第9号並びに第90項、第92項、第94項、第96項及び第98項の規定の適用を受けるものについては、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

24 17(20)の書面については、型式認定申請又は型式認定変更承認申請に係る場合に限る。また、乗用の用に供する検査対象外軽自動車等に係る場合にあつては、自動車型式認証実施要領別添3第3第3項の規定による書面をもってこれに代えることができる。

25
} (略)
26

別表第3 (略)

附則17 検査対象外軽自動車等審査実施要領

(略)

別表第1 (略)

備考1
} (略)

14

15 16の試験については、二輪の軽自動車、原動機付自転車及び軽油を燃料とする定格出力19kW以上560kW以下の小型特殊自動車の場合に限る。

なお、小型特殊自動車に、装置型式指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を搭載する場合は省略することができる。

16 (略)

別表第2 (略)

別記様式 (略)

附則18 第一種原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置 (略)

附則19 第一種原動機付自転車の速度性能の抑制等に関する措置に係る事務取扱要領 (略)

附則20 原動機付三・四輪自転車の型式認定申請等に係る現車提示 (略)